

北九州市の図書館
(年報)

平成29年
(2017)

北九州市立中央図書館
Kitakyushu Central Public Library

館外貸出し利用のご案内

登録条件	北九州市、下関市、直方市、中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、 宮若市、行橋市、豊前市、みやこ町、築上町、 吉富町、上毛町に居住、又は北九州市内に 通勤・通学する者
貸出冊数	1人10冊以内
貸出期間	2週間以内

目 次

I 図書館の概要	2
1 沿 革	2
2 機 構	5
3 職 員 配 置	6
4 施 設 の 概 要	7
5 各 施 設 案 内	8
6 その他の関連施設	14
7 図書館費の推移	16
8 図書館協議会	17
II 事業報告	18
II-A 図書館	
1 利用状況	
(1)利用実績（平成28年度）	18
(2)年度別の比較	21
(3)主要指標年度別分析（平成24年度～平成28年度）	24
(4)図書館別来館者数（平成28年度）	25
2 資料の収集	
(1)分類別蔵書冊数（平成29年3月31日現在）	25
(2)ア 分類別受入・除籍冊数（平成28年度）	26
イ 新聞・雑誌受入数（平成28年度）	27
(3)年度別受入・除籍蔵書冊数（平成24年度～平成28年度）	27
3 行 事	28
4 広域利用事業	
(1)福岡県北東部地方拠点都市地域16市町利用統計（平成28年度）	30
(2)下関市・北九州市利用統計	32
5 はじめての絵本事業（ブックスタート事業）	
(1)はじめての絵本事業	33
(2)ブックスタート事業	33
II-B 視聴覚センター	
1 利用状況（平成28年度）	34
2 資料の収集	34
3 行 事	34
4 研 修 事 業	34
III 条例及び関係規則等	35
○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）	35
○北九州市子ども読書活動推進条例	37
○北九州市立図書館規則	41
○北九州市立図書館管理要項	44
○北九州市立視聴覚センター管理規則	46
○北九州市立視聴覚センター管理要項	47
○図書館法	49

I 図書館の概要

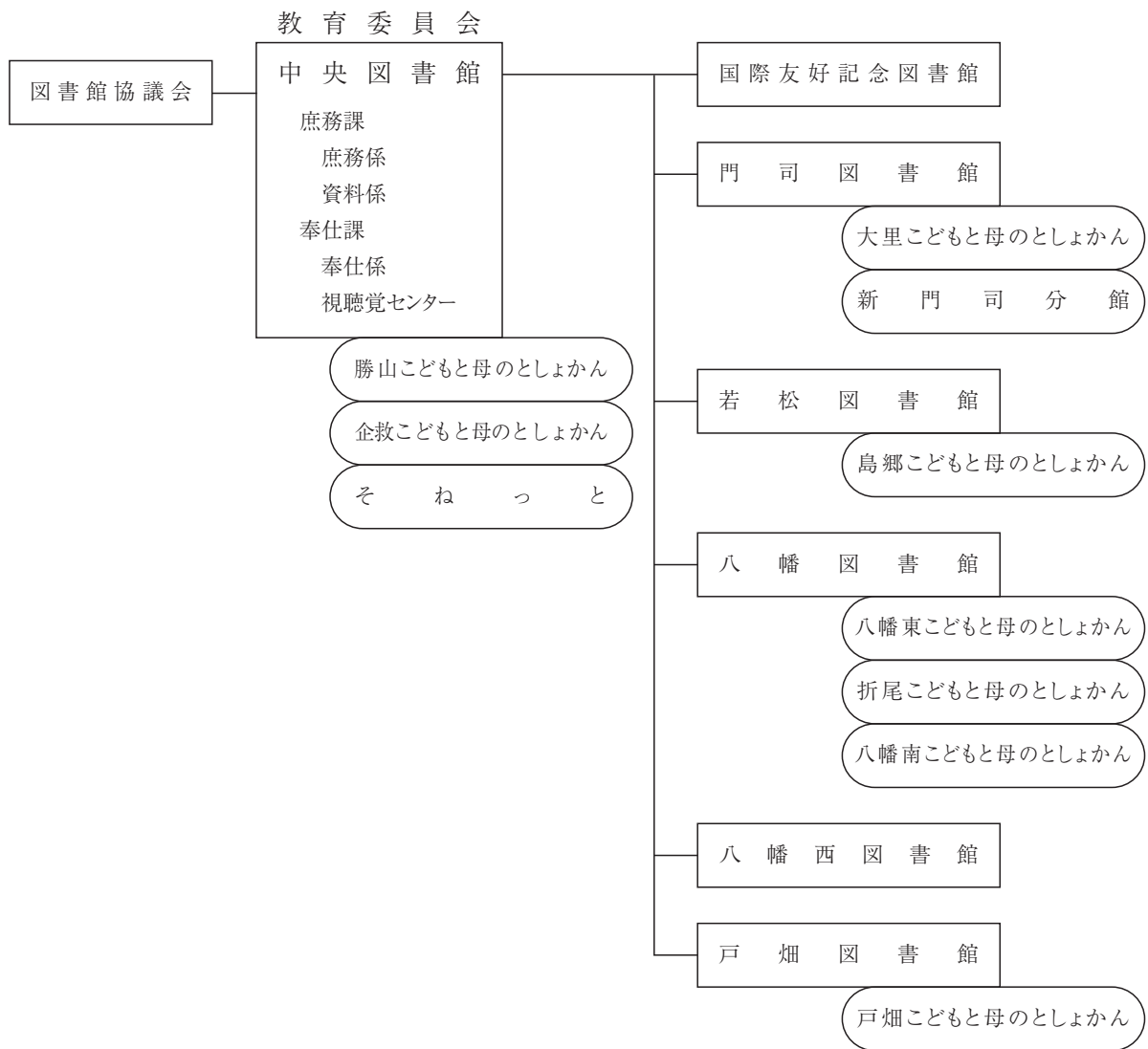
1 沿革

年号年月	事項	備考
明治 21. 11	小倉高等小学校内に書籍蒐集所開設	明治 30 年解散
36. 11	若松地方簡易図書館開館	図書館令公布（明治 32.11） 現若松図書館の前身
43. 4	小倉の教員の研究会事業として修養会図書館開館	旧小倉図書館の前身
43. 6	門司教育支会付属図書閲覧所開館 同年 10 月巡回文庫発足	現門司図書館の前身
大正		八幡製鉄所図書館開館（大正 2.8） 福岡県立図書館開館（大正 4.12）
8. 1	門司教育支会図書館と改称	
9. 9	八幡高等、尾倉および枝光尋常の 3 校に簡易図書館を開館	現八幡図書館の前身
10. 10	若松市立図書館、若松尋常小学校内に開館	
11. 10	小倉市立図書館、元陸軍偕行社跡に開館	
14. 7	戸畑市教育会、戸畑小学校内に通俗図書閲覧所を開設	現戸畑図書館の前身
昭和 4. 3	若松市立図書館、浜町一丁目に新築開館	
4. 5	門司教育支会図書館を廃止、門司市立図書館開館	
4. 8	八幡市立図書館、西丸山町二丁目に新築開館	
11. 8	小倉市立図書館、旧城内元旅団司令部「市記念館」に移転	図書館令改正（昭和 8.7）
12. 1	戸畑市立図書館、市役所敷地内に新築開館	
20. 6	門司市立図書館、戦災で焼失、その後各所を移転	
27. 8	八幡市立図書館、自動車文庫発足	図書館法公布（昭和 25.4）
30. 12	八幡市立図書館、八幡東区尾倉二丁目に新築開館	
33. 4	戸畑市立図書館、戸畑区浅生二丁目に新築開館 若松市立図書館、自動車文庫発足	
36. 3	小倉市立図書館、自動車文庫発足	
36. 5	小倉市立図書館、元陸軍造兵廠本部事務所を買収し、移転開館（10 日）	中央図書館現在地
38. 2	北九州市発足に伴い、旧 5 館は北九州市立図書館として発足	五市合併（昭和 38.2）
38. 11	若松図書館、若松区浜町二丁目に新築開館	
39. 1	門司図書館、門司区老松町に新築開館	
44. 1	門司図書館、自動車文庫発足	
48. 5	大里こどもと母のとしょかん（大里分館）開館	八幡製鉄所図書館廃止（昭和 45.12）
49. 4	中央図書館開設準備室発足 小倉図書館医学分館開館	
50. 1	勝山こどもと母のとしょかん（勝山分館）開館	
50. 4	中央図書館、小倉北区内に新築開館、小倉図書館廃館	
50. 11	視聴覚センター開館	
51. 2	中央図書館、自動車文庫第 2 号発足	
51. 4	企救こどもと母のとしょかん（企救分館）開館	小倉南市民センター内
51. 5	大池こどもと母のとしょかん（大池分館）開館	八幡西市民センター内
51. 10	中央図書館、第 17 回建築業協会優良建築賞を受賞	
52. 3	八幡図書館、自動車文庫第 2 号発足	
54. 5	島郷こどもと母のとしょかん（島郷分館）開館	若松区島郷合同庁舎内
55. 4	中央図書館点字図書室、小倉北区大門の障害者福祉会館内に移転、 点字図書館として開館	
55. 5	戸畑こどもと母のとしょかん（戸畑分館）開館 八幡東こどもと母のとしょかん（八幡東分館）開館	八幡東区社会福祉センター内
58. 12	折尾こどもと母のとしょかん（折尾分館）開館	八幡西市民センター折尾分館内
61. 3	戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん開館	戸畑駅ビル内

年号年月	事 項	備 考
63. 5	八幡南こどもと母のとしょかん（八幡南分館）開館	八幡西区八幡南出張所内
平成 元. 4	中央図書館および勝山分館電算化	
2. 4	中央図書館、閉館時刻変更（土・日曜は除く）	18時から19時へ
5. 5	市制30周年記念事業「図書館フェスティバル」開催	8日～9日の2日間中央図書館で開催
5. 10	ひまわり文庫開設	
6. 3	自動車文庫用車両1台（八幡）廃車	
7. 3	国際友好記念図書館開館、あわせてオンライン化実施	門司港レトロ事業で建設された歴史的建造物を図書館として活用
	自動車文庫用車両2台（門司、若松）廃車	
7. 4	門司、若松、八幡、戸畑の各図書館とのオンライン化	
7. 10	開設20周年記念事業「図書館フェスタ」開催	
7. 12	自動車文庫（中央館）廃止	
8. 1	自動車文庫（八幡）廃止	
8. 4	分館（医学分館を除く）のオンライン化	
9. 4	視聴覚センターを中央図書館に編入	組織改正
10. 4	北九州情報ネットワークへの図書館のホームページ開設 北九州情報ひろば経由・インターネットで図書情報を公開	政令指定都市としては横浜市について2番目
10. 8	「そねっと（曾根分館）」新規開館	新築移転の曾根出張所内
10. 10	市制35周年記念事業「図書館フェスティバル'98」開催	
10. 12	「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」廃館	JR戸畑駅の移転による
11. 3	戸畑図書館に「児童室」を開設	旧「戸畑駅ビルこどもと母のとしょかん」を吸収
11. 3	福岡県生涯学習ネットワークのホームページに図書情報の提供開始	
11. 7	医学分館廃館	
12. 4	若松図書館移転開館	若松A地区市街地再開発事業
14. 4	福岡県北東部地方拠点都市地域間で図書館等の広域利用を開始	
14. 5	赤ちゃんと絵本タイム（2歳児までの絵本リスト）配布事業実施	
14. 8	北九州市立大学との連携開始 中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で利用者用パソコン（インターネット用）設置	
14. 9	九州国際大学との連携開始	
14. 10	中央図書館で心身の障害のため図書館に来館することが困難な人に対し図書資料の郵送貸出開始	
14. 11	本市図書館協議会答申 「生涯学習拠点としての図書館のあり方について」	
14. 12	中央、門司、若松、八幡、戸畑の各図書館で図書館ボランティア受入開始	
15. 4	祝日開館開始 図書館全館にセルフコピー機設置 下関市と図書館等の広域利用を開始 国際友好記念図書館及び分館でも図書館ボランティア受入開始	
15. 10	ブックスタート事業開始	政令指定都市としては大阪市について2番目
16. 3	視聴覚センターホームページ開設	
16. 9	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (9/1～12/6)	
17. 4	国際友好記念図書館、門司図書館、戸畑図書館、大里分館、戸畑分館に指定管理者制度導入	政令指定都市としては1番目

年号年月	事 項	備 考
17. 11	改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (11/10～12/19)	
18. 3	図書館情報システム更新のため、中央、国際友好記念、門司、若松、八幡、戸畑図書館ならびに勝山、企救、曾根、大里、島郷、八幡東、大池、折尾、八幡南、戸畑分館休館 (3/25～31)	
18. 4	若松図書館、八幡図書館、島郷分館、八幡東分館、大池分館、折尾分館、八幡南分館に指定管理者制度導入 市立図書館全館オンライン化、OPAC 導入、ホームページ更新	
19. 4	中央図書館、勝山分館、視聴覚センターの窓口業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更 企救、曾根分館の窓口および庁舎管理業務の委託化に伴い、閉館時刻を変更 門司図書館新門司分館開館	勝山分館、企救分館、曾根分館について18時から19時へ 新門司地区複合公共施設内
19. 11	若松区島郷合同庁舎建て替えのため、島郷分館を若松区大字島田に移転	
21. 3	本市図書館協議会が「これからの図書館のあり方について」を答申	
21. 7	若松区島郷合同庁舎完成 島郷分館を若松区鴨生田に移転・開館	
22. 8	返却フリー制度開始	
23. 7	大里分館を門司区高田二丁目に移転・開館	
23. 8	子ども司書養成講座開始	
24. 4	図書館情報システムの更新を行い、インターネット予約を開始	
24. 7	八幡西図書館を黒崎副都心「文化・交流拠点地区」内に開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
25. 6	大池分館廃館	
26. 3	戸畑図書館を戸畑区新池一丁目に移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
26. 11	耐震改修工事のため、中央図書館、勝山分館、視聴覚センター休館 (11/11～11/23)	
28. 4	八幡図書館を移転・開館、同館で視聴覚資料の貸出開始	
28. 10	ブックスタート事業を見直し、はじめての絵本事業開始	

2 機 構 (平成 29 年 5 月 1 日現在)



3 職員配置 (平成29年5月1日現在)

(1) 全職員数

館名		職員数	司書数	運営形態
中央館	中央図書館	55	37	窓口業務委託
	勝山こどもと母のとしょかん	4	4	窓口業務委託
	企救こどもと母のとしょかん	5	4	窓口業務委託
	そねっと	4	4	窓口業務委託
	計	68	49	
国際友好記念図書館		5	5	指定管理
門司館	門司図書館	13	11	指定管理
	大里こどもと母のとしょかん	5	5	指定管理
	新門司分館	4	4	指定管理
	計	22	20	
若松館	若松図書館	10	10	指定管理
	島郷こどもと母のとしょかん	5	4	指定管理
	計	15	14	

館名		職員数	司書数	運営形態
八幡館	八幡図書館	13	10	指定管理
	八幡東こどもと母のとしょかん	4	4	指定管理
	折尾こどもと母のとしょかん	3	3	指定管理
	八幡南こどもと母のとしょかん	4	3	指定管理
	計	24	20	
八幡西図書館		20	16	指定管理
戸畑館	戸畑図書館	17	14	指定管理
	戸畑こどもと母のとしょかん	4	4	指定管理
	計	21	18	
合計		175	142	

館名		職員数	司書数	運営形態
視聴覚センター		8	1	窓口業務委託

(2) (1) のうち、市職員数

中央図書館・視聴覚センター	所属	正規職員数	司書数	嘱託職員数	司書数	合計職員数	司書数
庶務課	庶務係	6	0	2	0	8	0
	資料係	3	1	9	8	12	9
	計	9	1	11	8	20	9
奉仕課	奉仕係	9	6	8	5	17	11
	視聴覚センター	1	0	2	0	3	0
	計	10	6	10	5	20	11
合計		19	7	21	13	40	20

4 施設の概要

(1) 図書館

平成 29 年 3 月 31 日現在

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	閲覧席数 (席)	蔵書数 (冊)	創設年月 (建設年月)
中央図書館	〒 803-0813 小倉北区城内 4-1 tel 571-1481 fax 571-1484	鉄筋コンクリート及び PCコンクリート造 地上 2 階・地下 2 階建	5,621	4,502	350	456,650	昭和 50 年 4 月 ()
勝山こどもと 母のとしょかん	〒 803-0813 小倉北区城内 4-1 (中央図書館内) tel 571-1481 fax 571-1484	鉄筋コンクリート及び PCコンクリート造 地上 2 階・地下 2 階建 (地下 1 階部分)	-	268	61	42,586	昭和 50 年 1 月 ()
企救こどもと 母のとしょかん	〒 802-0816 小倉南区若園五丁目 1-5 (小倉南生涯学習センター内) tel 921-1061 fax 921-1061	鉄筋コンクリート造 5 階建 (2 階部分)	-	508	190	50,260	昭和 51 年 4 月 ()
そねっと	〒 800-0217 小倉南区下曾根四丁目 22-1 (曾根出張所 2 階) tel 475-0120 fax 475-0120	〃 2 階建 (2 階部分)	-	519	207	45,740	平成 10 年 8 月 ()
国際友好 記念図書館	〒 801-0853 門司区東港町 1-12 tel 331-5446 fax 331-5428	地上 3 階・地下 1 階建	3,861	811	13	23,328	平成 7 年 3 月 ()
門司図書館	〒 801-0864 門司区老松町 3-3 tel 321-6515 fax 321-6516	〃 3 階建	368	979	60	171,018	明治 43 年 6 月 (昭和 39 年 1 月)
大里こどもと 母のとしょかん	〒 800-0031 門司区高田二丁目 2-18 (大里柳市民センター 2 階) tel 371-4646 fax 371-4646	〃 2 階建 (2 階部分)	-	585	48	52,121	昭和 48 年 5 月 (平成 23 年 7 月)
新門司分館	〒 800-0118 門司区吉志新町二丁目 1-1 (新門司地区複合公共施設内) tel 481-1153 fax 481-1153	〃 2 階建 (1 階部分)	-	508	177	40,576	平成 19 年 3 月 ()
若松図書館	〒 808-0034 若松区本町三丁目 11-1 (バイサイドプラザ若松 3 階) tel 761-2942 fax 761-2943	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 14 階・地下 1 階建 (3 階部分)	-	2,015	343	190,856	明治 36 年 11 月 (平成 12 年 4 月)
島郷こどもと 母のとしょかん	〒 808-0105 若松区鴨生田二丁目 1-1 (島郷合同庁舎 2 階) tel 701-3991 fax 701-3991	鉄筋コンクリート造 2 階建 (2 階部分)	-	490	49	43,457	昭和 54 年 5 月 (平成 21 年 7 月)
八幡図書館	〒 805-0059 八幡東区尾倉二丁目 6-1 tel 671-1123 fax 671-1128	〃 3 階建 (1 階と 2 階の一部)	2,233	1,514	172	187,919	大正 9 年 9 月 (平成 28 年 4 月)
八幡東こどもと 母のとしょかん	〒 805-0052 八幡東区西丸山町 2-1 (八幡東区社会福祉センター内) tel 662-3338 fax 662-3338	〃 3 階建 (2 階部分)	-	330	23	33,401	昭和 55 年 5 月 ()
折尾こどもと 母のとしょかん	〒 807-0834 八幡西区北鷹見町 13-10 (オリオンプラザ 4 階) tel 601-1999 fax 601-1999	〃 4 階建 (4 階部分)	-	400	61	40,374	昭和 58 年 12 月 ()
八幡南こどもと 母のとしょかん	〒 807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目 6-1 (八幡南出張所 2 階) tel 618-8441 fax 618-8441	〃 2 階建 (2 階部分)	-	298	40	31,693	昭和 63 年 5 月 ()
八幡西図書館	〒 806-0034 八幡西区岸の浦二丁目 2-1 tel 642-1186 fax 642-1187	鉄骨造 3 階建	-	3,762	369	189,748	平成 24 年 7 月 ()
戸畑図書館	〒 804-0082 戸畑区新池一丁目 1-1 tel 871-3464 fax 871-3466	鉄筋コンクリート造 地上 2 階・地下 1 階建	5,969	2,889	225	164,211	大正 14 年 7 月 (平成 26 年 3 月)
戸畑こどもと 母のとしょかん	〒 804-0043 戸畑区観音寺町 3-1 tel 881-5155 fax 881-5155	〃 平屋建	896	185	18	34,951	昭和 55 年 5 月 ()
合 計			-	20,563	2,406	1,798,889	-

* 蔵書数は、平成 29 年 3 月 31 日現在。

* 八幡西図書館の CD・DVD 資料件数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 4,607 タイトル。

* 戸畑図書館の CD・DVD 資料件数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 3,259 タイトル。

* 八幡図書館の CD・DVD 資料件数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 3,075 タイトル。

(2) 視聴覚センター

館名	所在地 (電話)	建物構造階層	建物延面積 (m ²)	創設年月 (建設年月)
視聴覚センター	〒 806-0044 八幡西区相生町 20-1 (教育センター 1 階) tel 644-3131 fax 644-3132	鉄筋コンクリート造 地上 3 階・地下 1 階建	132	昭和 50 年 11 月 (平成 29 年 10 月) (移転開館予定)

5 各施設案内 (平成29年5月1日現在)

—北九州市立図書館の配置図—

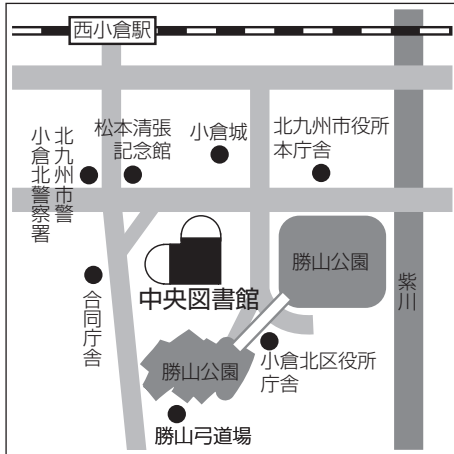


※視聴覚センターは、
平成29年10月2日より、八幡西区相生町20番1号へ
移転開館予定

■中央図書館

〒 803-0813 小倉北区城内 4-1
 TEL 093-571-1481
 FAX 093-571-1484

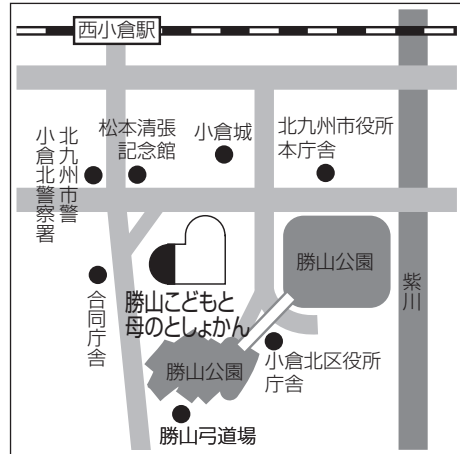
交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 勝山公園下車
 小倉北区役所前下車



■勝山子どもと母のとしょかん

〒 803-0813 小倉北区城内 4-1
 TEL 093-571-1481
 FAX 093-571-1484

交通機関 JR 西小倉駅下車
 西鉄バス 北九州市役所前下車
 勝山公園下車
 小倉北区役所前下車

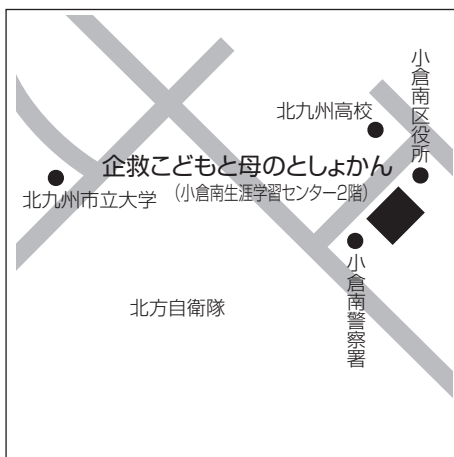


※平成29年9月1日廃止予定

■企救子どもと母のとしょかん

〒 802-0816 小倉南区若園五丁目 1-5
 小倉南生涯学習センター 2階
 TEL 093-921-1061
 FAX 093-921-1061

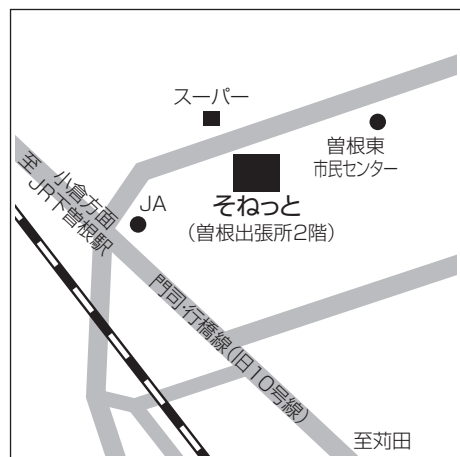
交通機関 西鉄バス 小倉南区役所前下車
 企救中学校前下車



■そねっと

〒 800-0217 小倉南区下曾根四丁目 22-1
 曾根出張所 2階
 TEL 093-475-0120
 FAX 093-475-0120

交通機関 JR 下曾根駅下車
 西鉄バス 下曾根下車



■国際友好記念図書館

〒 801-0853 門司区東港町 1-12
 TEL 093-331-5446
 FAX 093-331-5428

交通機関 JR 門司港駅下車
 西鉄バス レトロ鎮西橋下車



■門司図書館

〒 801-0864 門司区老松町 3-3
 TEL 093-321-6515
 FAX 093-321-6516

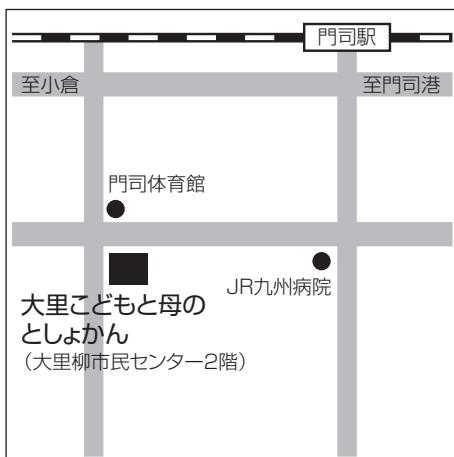
交通機関 JR 門司港駅下車
 西鉄バス 東門司一丁目下車



■大里こどもと母のとしょかん

〒 800-0031 門司区高田二丁目 2-18
 大里柳市民センター 2 階
 TEL 093-371-4646
 FAX 093-371-4646

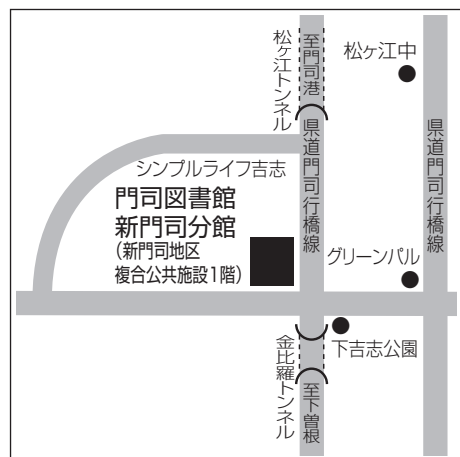
交通機関 JR 門司駅下車
 西鉄バス 門司体育館前下車



■門司図書館新門司分館

〒 800-0118 門司区吉志新町二丁目 1-1
 新門司地区複合公共施設 1 階
 TEL 093-481-1153
 FAX 093-481-1153

交通機関 西鉄バス 東部農協前下車



■若松図書館

〒 808-0034 若松区本町三丁目 11-1
 ベイサイドプラザ若松 3階
 TEL 093-761-2942
 FAX 093-761-2943

交通機関 JR 若松駅下車
 市営バス 本町三丁目下車



■島郷子どもと母のとしょかん

〒 808-0105 若松区鴨生田二丁目 1-1
 島郷合同庁舎 2階
 TEL 093-701-3991
 FAX 093-701-3991

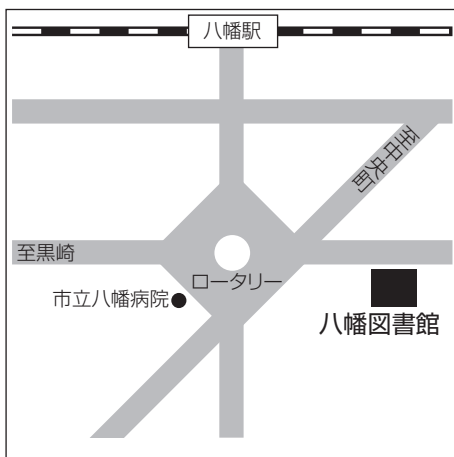
交通機関 市営バス 二島郵便局前下車



■八幡図書館

〒 805-0059 八幡東区尾倉二丁目 6-1
 TEL 093-671-1123
 FAX 093-671-1128

交通機関 JR 八幡駅下車
 西鉄バス 八幡駅下車



■八幡東子どもと母のとしょかん

〒 805-0052 八幡東区西丸山町 2-1
 八幡東区社会福祉センター 2階
 TEL 093-662-3338
 FAX 093-662-3338

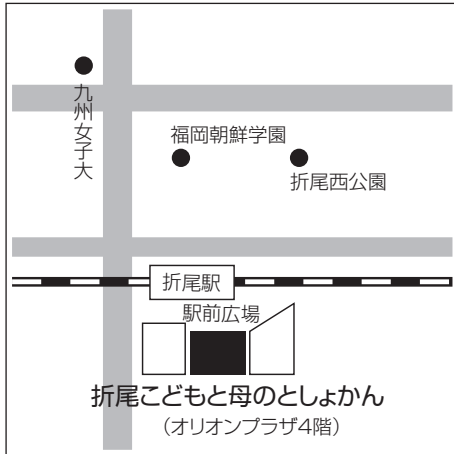
交通機関 西鉄バス 八幡東区役所下車



■折尾子どもと母のとしょかん

〒 807-0834 八幡西区北鷹見町 13-10
オリオンプラザ 4階
TEL 093-601-1999
FAX 093-601-1999

交通機関 JR 折尾駅下車
市営バス 折尾駅前下車



■八幡南子どもと母のとしょかん

〒 807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目 6-1
八幡南出張所 2階
TEL 093-618-8441
FAX 093-618-8441

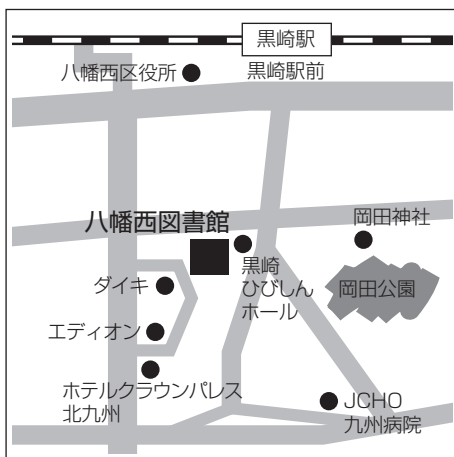
交通機関 西鉄バス 上茶屋の原下車



■八幡西図書館

〒 806-0034 八幡西区岸の浦二丁目 2-1
TEL 093-642-1186
FAX 093-642-1187

交通機関 JR 黒崎駅下車
西鉄・市営バス 熊手四ツ角下車



■戸畑図書館


〒 804-0082 戸畑区新池一丁目 1-1
TEL 093-871-3464
FAX 093-871-3466

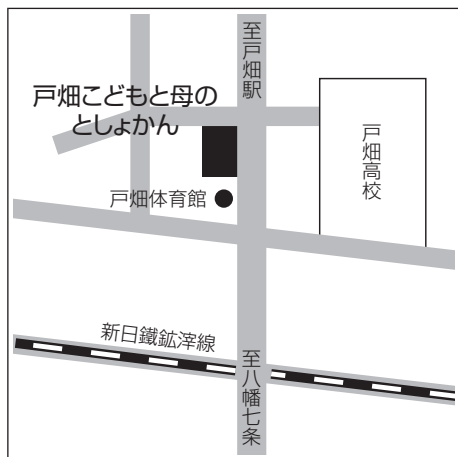
交通機関 JR 戸畑駅下車
西鉄バス 戸畑区役所下車



■戸畑子どもと母のとしょかん



〒 804-0043 戸畑区観音寺町 3-1
TEL 093-881-5155
FAX 093-881-5155

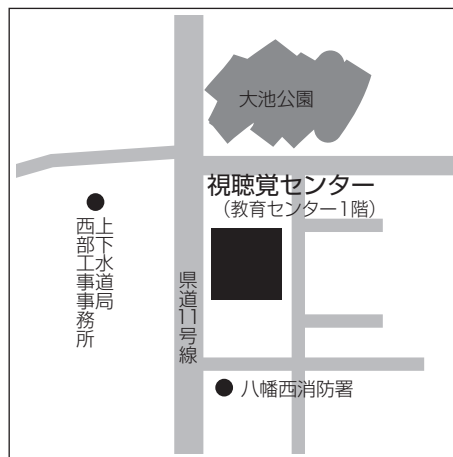
 西鉄バス 夜宮入口下車



■視聴覚センター

〒 806-0044 八幡西区相生町20-1
教育センター1階
TEL 093-644-3131
FAX 093-644-3132

 筑豊電鉄 穴生駅下車
 西鉄バス 相生町下車



※平成29年10月2日に移転開館予定

6 その他の関連施設

●男女共同参画センター・ムーブ図書・情報室

北九州市立男女共同参画センター・ムーブの図書・情報室には、男女共同参画関連資料を中心に、約 54,000 冊の図書・行政資料の蔵書があります。その中には、専門性の高い資料や貴重な複製本も数多く含まれています。研究に役立つ資料をはじめ、ジェンダー（社会的性別）をテーマにした小説・随筆や話題の新刊まで幅広く収集しています。

雑誌等も 76 タイトルをそろえています。

ムーブ図書・情報室では様々な形で男女共同参画に関する情報を提供しています。



■概況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

蔵書冊数	54,519 冊
登録者数（新規）	119 人
貸出者数	15,425 人
貸出冊数	39,034 冊

■利用案内

開室時間・・・火～土 9:30～21:30 日曜日 9:30～17:00

図書貸出時間・・・火～土 9:30～19:00 日曜日 9:30～17:00

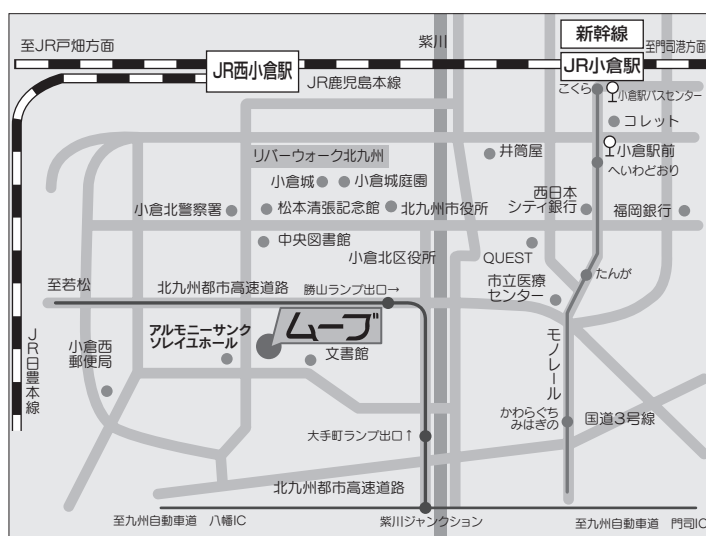
図書貸出冊数/期間・・・10冊/2週間

図書カード・・・北九州市立図書館共通カード

休室日・・・月曜日、祝日、

年末年始（12月29日～翌年1月3日）、

所内整理日（原則として各月最終木曜日及び第2木曜日[年4回]）



アクセス

- JR西小倉駅より、徒歩約15分
- 西鉄バス「ソレイユホール・ムーブ前」下車

所在地 北九州市小倉北区大手町
11-4 ムーブ1階

電話 (093) 583-5082

ホームページ

<http://www.kitakyu-move.jp>

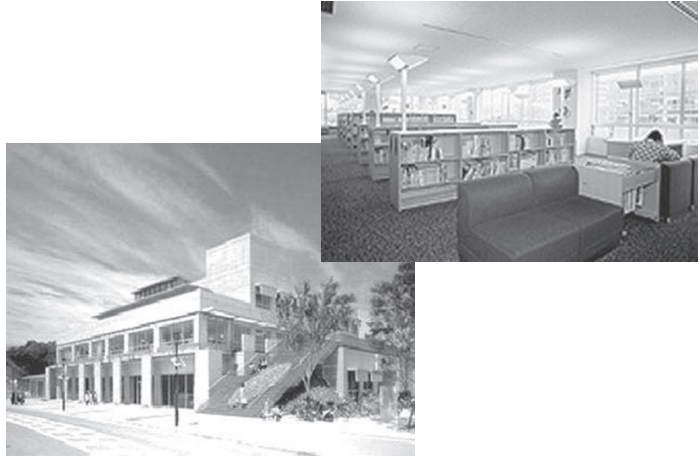
●北九州学術研究都市学術情報センター（一般図書室）

最先端の情報通信技術を取り入れた施設で、理工学分野に特化した「専門図書室」と、広く人文科学、社会科学分野を網羅した「一般図書室」の両方の機能を併せ持っています。

一般図書室は、広く市民も利用できるように、一般向けの図書、雑誌などを備えています。また、児童向け科学に関するビデオ・DVD等も視聴することができます。

■概況（平成29年3月31日現在）

蔵書冊数	56,969冊
登録者数（新規）	743人
貸出者数	24,306人
貸出冊数	92,287冊

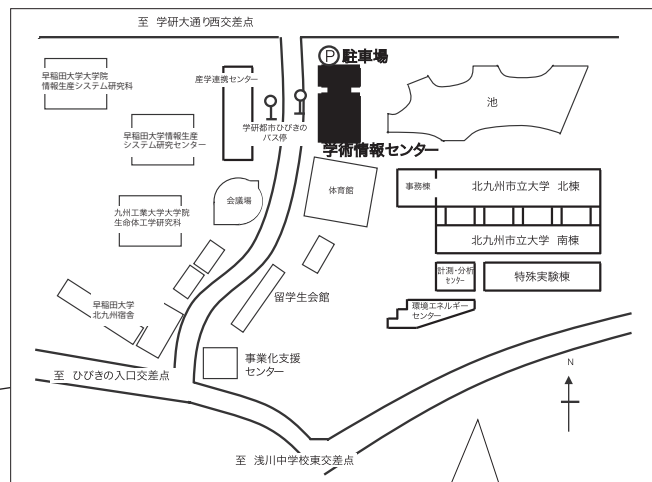


■利用案内

利用時間：午前9時～午後8時

貸出時間：月曜日～金曜日 午前9時30分～午後7時

：土曜日、日曜日、休日 午前9時30分～午後6時



【JR折尾駅から、バスで】

行先：市営バス・学研都市ゆき
乗り降り：折尾駅西口→学研都市ひびきの

【JR黒崎駅から、バスで】

バス：市営バス／西鉄バス（共同運行）
行先：学研都市・青葉台・芦屋（鶴松団地）方面
乗り場：黒崎バスセンター（8番のりば）

【都市高速道路から、車で】

都市高速を黒崎インターで降りて、国道200号線を横切った先の、『都市高速黒崎入口』交差点を右折、県道11号を北上してください。

所在地 北九州市若松区ひびきの1-3
北九州市学術研究都市内

電話 (093) 695-3151

ホームページ media.ksrp.or.jp

7 図書館費の推移

(1) 図書館費の推移 (平成 25 年度～平成 29 年度 当初予算額)

単位：千円

事業名	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
図 書 購 入	113,437	101,089	89,323	96,249	97,727
学術情報センター (一般室) 図書購入	3,089	2,626	2,313	2,012	2,012
施設維持管理	103,999	103,337	108,346	109,875	110,793
各 種 行 事	119	119	165	193	183
複 写 サ ー ビ ス	2,712	2,519	2,202	2,121	2,067
図 書 館 改 修 整 備	2,659	2,700	2,700	4,200	3,700
電 算 関 係 経 費	40,993	40,708	39,303	39,521	57,559
窓 口 業 務 委 託	84,960	87,387	87,387	89,300	84,700
ブ ッ ク ス タ ー ト	7,610	7,230	12,289	12,126	
はじめての絵本事業				5,200	17,326
旧戸畑区役所庁舎 図書館活用事業	74,000				
旧戸畑図書館 安全対策事業			3,000		
小倉南区図書館 整備推進事業		25,600	33,354	426,700	514,000
子ども図書館整備事業				10,100	189,900
八幡図書館 移転整備事業			404,400		
中央図書館 カフェテリア整備事業			39,300		
門司図書館 耐震診断事業			2,500		
指定管理者制度導入	322,247	327,650	327,077	325,532	334,033
図書館バリア フリー化事業	3,676	2,389	1,761	1,902	1,902
図書返却ボックス 設置事業					3,000
図書館のあり方 検討調査			3,000		
中央図書館開館 40周年記念事業			1,000		
図書館施設改修事業			1,800	18,000	3,000
黒崎副都心「文化・交 流拠点地区」整備事業	187,262	193,151	196,900	177,662	177,670
中央図書館 耐震補強工事		12,200			
子ども司書養成講座等	1,700	2,033	2,016	2,168	2,153
そ の 他	23,473	473	714	3,158	1,288
合 計	971,936	911,211	1,360,850	1,326,019	1,603,013

(注) 図書購入費には、逐次刊行物購入・図書装備委託料を含む。

(2) 視聴覚センター費の推移 (平成 25 年度～平成 29 年度 当初予算額)

単位：千円

事業名 \ 年度	25	26	27	28	29
視聴覚センター	10,189	10,188	9,022	8,061	12,365

8 図書館協議会

(1) 活動状況 (平成 28 年度)

開催月日	会議名	議 題
6月22日	第1回図書館協議会	①「これからの図書館サービスのあり方について」答申(素案)について ②その他(八幡図書館について、小倉南図書館について)
7月22日	第2回図書館協議会	①「これからの図書館サービスのあり方について」答申(最終案)について (図書館協議会会長より答申) ②その他(中央図書館 カフェテリアについて)
9月1日	第3回図書館協議会	①平成27年度の図書館事業結果報告(年報) ②その他 (「これからの図書館サービスのあり方について」(答申) 冊子配布 子ども図書館の整備について 小倉南図書館について)
11月15日	第4回図書館協議会	①平成27年度図書館の評価について ②視聴覚センターのあり方について
1月26日	第5回図書館協議会	①視聴覚センターのあり方について ②子ども図書館の基本計画について

(2) 委員名簿

平成 29 年 6 月 16 日現在

氏名	所属団体役職名	氏名	所属団体役職名
ナカオ ヤスシ 中尾 泰士	北九州市立大学図書館長	トリゴエ ミナ 鳥越 美奈	公 募 委 員
ナカノ マドカ 中野 まどか	北九州市学校図書館協議会会長	ミヤモト カズヨ 宮本 和代	北九州市社会教育委員
ホンダ ヒサシ 本田 壽志	北九州市学校図書館協議会副会長	ヤマグチ マキコ 山口 万規子	北九州市婦人団体協議会副会長
イトウ ミツ 伊東 美津	九州国際大学図書館長	キムラ ケンイチ 木村 健一	北九州市 A V E の会会長
イワモト ヤスアキ 岩本 康明	福岡県公立高等学校長協会 北九州地区副会長	シバハラ カヨコ 柴原 佳代子	北九州児童文化連盟理事
ナカムラ コウサク 中村 光作	(一社)北九州市私立幼稚園連盟常任理事	キタノ クミ 北野 久美	(一社)北九州市保育所連盟副会長
アカミネ トシアキ 赤峰 稔朗	北九州市 P T A 協議会常務理事	スエマツ ミオ 末松 美緒	(一社)北九州青年会議所委員
オバセ アツミ 尾場瀬 淳美	公 募 委 員	ミヤタ ヒデオ 宮田 英雄	日本放送協会北九州放送局副局長

任 期 平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 11 月 30 日まで
但し、新任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

II 事業報告

II-A 図書館

1 利用状況

(1) 利用実績(平成28年度)

ア、登録者・貸出者・貸出冊数等

(ア) 個人利用者

区分	開館 日数	登録者数			貸出者数				貸出冊数				来館者数	
		一般、学生	児童	計	一般、学生	児童	計	一日 平均	一般、学生	児童	計	一日 平均		
単位	日	人	人	人	人	人	人	人	冊	冊	冊	冊	人	
中央館	中央図書館	291	64,880	1,280	66,160	118,387	4,944	123,331	424	389,014	16,013	405,027	1,392	351,425
	勝山分館	291	17,083	5,929	23,012	19,037	16,927	35,964	124	88,656	83,175	171,831	590	155,735
	企救分館	291	18,019	3,300	21,319	42,806	12,863	55,669	191	195,694	77,527	273,221	939	224,697
	曾根分館	291	16,415	2,877	19,292	38,934	7,217	46,151	159	163,803	39,409	203,212	698	106,387
国記	国際友好 記念図書館	297	1,046	46	1,092	3,793	421	4,214	14	11,870	1,513	13,383	45	56,041
門司館	門司図書館	292	10,643	1,591	12,234	36,719	6,496	43,215	148	128,881	32,589	161,470	553	131,736
	大里分館	291	12,249	2,083	14,332	43,233	7,221	50,454	173	162,163	38,459	200,622	689	96,761
	新門司分館	292	3,610	1,443	5,053	19,392	5,601	24,993	86	74,801	28,546	103,347	354	83,072
若松館	若松図書館	291	20,909	2,333	23,242	54,602	8,963	63,565	218	187,971	47,177	235,148	808	272,561
	島郷分館	291	9,703	1,793	11,496	26,793	6,058	32,851	113	111,581	33,025	144,606	497	74,253
八幡館	八幡図書館	273	18,514	2,277	20,791	57,372	11,908	69,280	254	183,189	53,091	236,280	865	151,955
	八幡東分館	291	4,213	839	5,052	15,265	2,491	17,756	61	41,364	11,551	52,915	182	59,229
	折尾分館	291	8,069	771	8,840	17,613	2,092	19,705	68	52,420	10,642	63,062	217	73,124
	八幡南分館	289	10,343	1,577	11,920	23,166	5,381	28,547	99	101,453	31,370	132,823	460	92,133
八幡西図書館	291	39,189	7,737	46,926	169,933	31,911	201,844	694	588,546	145,103	733,649	2,521	471,284	
戸畑館	戸畑図書館	290	20,541	3,587	24,128	107,608	24,227	131,835	455	370,095	107,624	477,719	1,647	370,320
	戸畑分館	291	5,430	1,850	7,280	17,578	7,910	25,488	88	69,837	42,878	112,715	387	53,730
計	-	280,856	41,313	322,169	812,231	162,631	974,862	3,369	2,921,338	799,692	3,721,030	12,844	2,824,443	
ひまわり文庫	-	-	-	-	-	-	29,713	-	-	-	61,260	-	-	
関連図書施設	-	-	-	17,819	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	339,988	-	-	1,004,575	-	-	-	3,782,290	-	-	

(注) 児童とは、中学生、小学生、幼児をいう。

※登録者数は平成29年3月31日現在

関連図書施設とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は、27,566点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は、35,496点。八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は、28,493点。

(イ) 貸出文庫

貸出文庫	ひまわり文庫	区 分	中央館	門司館	若松館	八幡館	戸畑館	計
		文庫数		46	17	9	45	11
団体文庫	文庫数		25	20	10	13	23	91

(注) 貸出文庫には、ひまわり文庫と、団体文庫があり、登録した施設へ配本している。

中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各子どもと母のとしょかんや分館等を含む。

(ウ) 読書会

読書会	区 分		中央館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
	登録数	成人	4	2	1	6	1	1	15
		子ども	0	2	2	2	0	0	6
貸出冊数		332	434	302	1,021	165	131	2,385	

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各子どもと母のとしょかんや分館等を含む。

(エ) 団体貸出

団体貸出	区 分	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
	貸出冊数	6,914	5	9,259	10,130	10,532	7,637	5,595	50,072

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各子どもと母のとしょかんや分館等を含む。

イ、登録者居住地の行政区別（人口は平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 別	登録者数（人）	人 口（人）	登録率（%）
門 司	35,056	97,703	35.8
小 倉 北	59,809	180,833	33.0
小 倉 南	63,688	210,848	30.2
若 松	33,759	81,651	41.3
八 幡 東	25,632	67,290	38.0
八 幡 西	83,423	253,799	32.8
戸 畑	26,275	58,305	45.0
計	327,642	950,429	34.4

※市外居住者 11,470 人
 その他 876 人
 計 12,346 人
 登録者数合計
 327,642 + 12,346 = 339,988 人

ウ、相互貸借件数

(単位：件)

区 分	中 央 図 書 館	国際友好 記念図書館	地区館	分 館	計
市内貸出	68,171	4,333	217,631	165,034	455,169
市内借受	65,780	5,082	162,996	217,516	451,374
市外貸出	2,236	42	1,940	537	4,755
市外借受	1,102	16	2,309	1,573	5,000

エ、レファレンス（相談事務）

区 分	中 央 図 書 館	国際友好 記念図書館	地区館	分 館	計
件 数	9,049	127	19,434	13,533	42,143

オ、図書資料複写サービス

区 分	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
複写件数	3,779	82	806	1,168	817	1,371	741	8,764
複写枚数	52,134	5,829	10,951	19,322	12,240	8,619	8,466	117,561

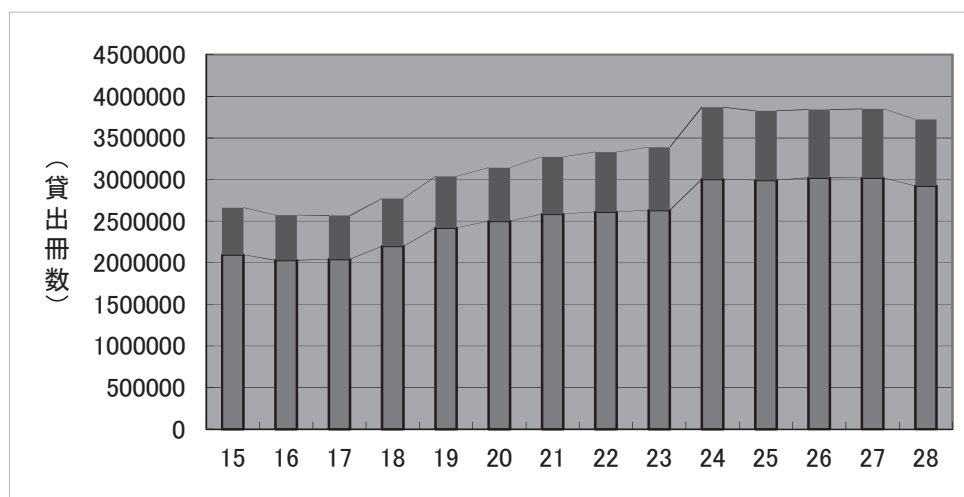
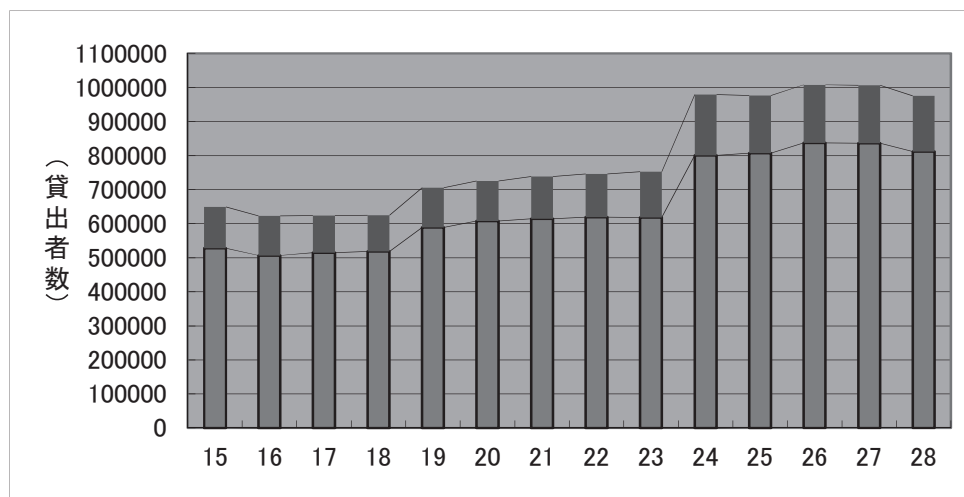
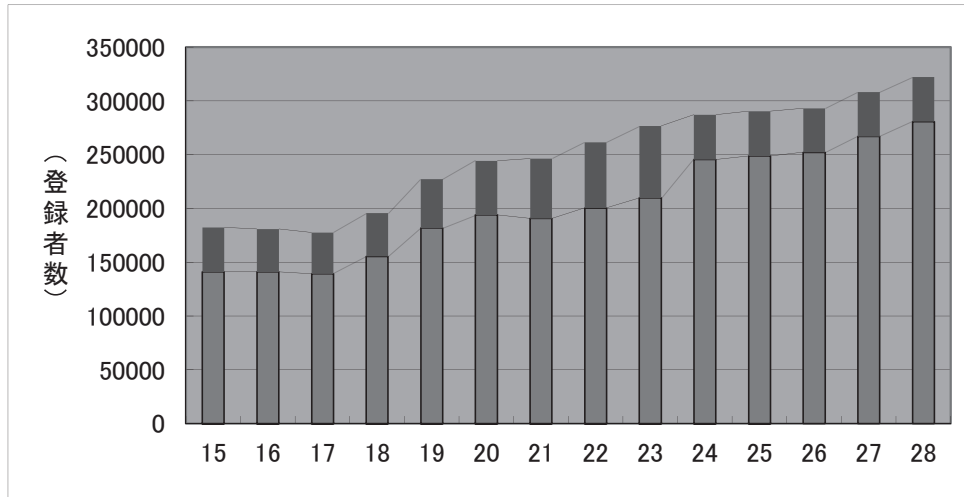
(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各子どもと母のとしょかんや分館等を含む。

カ、ホームページ アクセス件数

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
件 数	31,068	38,737	34,841	37,091	42,066	33,838	33,232	31,416	27,657	29,905	27,495	27,532

(2) 年度別の比較

ア、個人貸出の利用状況の推移



イ、個人貸出

登録者数	貸出者数	貸出冊数	中央館				門司館		若松館		八幡館				戸畑館		関連図書施設	計			
			中央図書館	子ども母のとしよかん		そねっと	国際友好記念図書館	門司図書館	大里子ども母のとしよかん	門司分館	若松図書館	島嶼子ども母のとしよかん	八幡図書館	子ども母のとしよかん		八幡西図書館			戸畑図書館	戸畑子ども母のとしよかん	
				勝山	企救									八幡東	折尾						八幡南
本館	61,843	21,427	19,578	17,711	1,081	11,861	12,853	4,034	22,872	10,600	20,740	5,135	15,929	9,006	11,485	15,074	18,674	7,154	16,640	303,697	
ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	61,843	21,427	19,578	17,711	1,081	11,861	12,853	4,034	22,872	10,600	20,740	5,135	15,929	9,006	11,485	15,074	18,674	7,154	16,640	303,697	
本館	139,508	40,122	43,799	49,574	3,925	44,685	49,815	27,922	74,065	32,661	59,958	24,882	40,547	26,188	32,825	183,186	75,876	29,869	-	979,407	
ひまわり	13,536	-	-	-	-	3,822	-	-	1,737	-	14,692	-	-	-	-	-	1,111	-	-	34,898	
計	153,044	40,122	43,799	49,574	3,925	48,507	49,815	27,922	75,802	32,661	74,650	24,882	40,547	26,188	32,825	183,186	76,987	29,869	-	1,014,305	
本館	479,707	204,494	220,605	222,539	12,201	169,679	201,903	120,301	276,859	147,457	222,405	89,577	173,542	92,175	158,767	611,953	317,795	144,530	-	3,866,489	
ひまわり	26,537	-	-	-	-	8,377	-	-	3,612	-	32,410	-	-	-	-	-	2,417	-	-	73,353	
計	506,244	204,494	220,605	222,539	12,201	178,056	201,903	120,301	280,471	147,457	254,815	89,577	173,542	92,175	158,767	611,953	320,212	144,530	-	3,939,842	
本館	61,420	21,359	19,549	17,753	1,072	11,677	13,011	4,163	22,342	10,566	19,980	5,001	14,790	8,763	11,256	21,987	18,581	7,096	16,354	306,720	
ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	61,420	21,359	19,549	17,753	1,072	11,677	13,011	4,163	22,342	10,566	19,980	5,001	14,790	8,763	11,256	21,987	18,581	7,096	16,354	306,720	
本館	132,922	36,565	53,896	47,848	4,114	45,564	49,687	26,332	71,460	33,635	54,171	23,438	9,830	22,807	31,427	233,639	69,167	29,952	-	976,454	
ひまわり	11,549	-	-	-	-	3,777	-	-	2,004	-	13,678	-	-	-	-	-	1,235	-	-	32,243	
計	144,471	36,565	53,896	47,848	4,114	49,341	49,687	26,332	73,464	33,635	67,849	23,438	9,830	22,807	31,427	233,639	70,402	29,952	-	1,008,697	
本館	452,088	184,927	271,997	215,833	12,545	167,897	196,461	111,751	262,151	147,257	195,532	82,256	39,603	79,201	148,470	824,036	289,362	142,735	-	3,824,102	
ひまわり	24,917	-	-	-	-	8,048	-	-	4,503	-	29,682	-	-	-	-	-	2,611	-	-	69,761	
計	477,005	184,927	271,997	215,833	12,545	175,945	196,461	111,751	266,654	147,257	225,214	82,256	39,603	79,201	148,470	824,036	291,973	142,735	-	3,893,863	
本館	60,967	21,069	19,363	17,661	1,028	11,497	13,096	4,326	21,963	10,684	19,642	4,835	-	8,533	11,253	39,415	20,813	6,945	16,323	309,413	
ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	60,967	21,069	19,363	17,661	1,028	11,497	13,096	4,326	21,963	10,684	19,642	4,835	-	8,533	11,253	39,415	20,813	6,945	16,323	309,413	
本館	126,591	33,641	53,497	47,465	4,452	45,389	50,623	25,474	70,428	33,114	51,601	18,141	-	19,000	29,841	227,317	144,915	26,243	-	1,007,732	
ひまわり	11,687	-	-	-	-	3,494	-	-	1,540	-	12,493	-	-	-	-	-	1,061	-	-	30,275	
計	138,278	33,641	53,497	47,465	4,452	48,883	50,623	25,474	71,968	33,114	64,094	18,141	-	19,000	29,841	227,317	145,976	26,243	-	1,038,007	
本館	424,293	163,420	265,224	210,572	12,801	168,456	196,606	105,371	256,251	144,210	182,946	62,183	-	66,398	141,591	813,419	510,097	116,417	-	3,840,255	
ひまわり	23,482	-	-	-	-	7,275	-	-	3,362	-	27,632	-	-	-	-	-	2,734	-	-	64,485	
計	447,775	163,420	265,224	210,572	12,801	175,731	196,606	105,371	259,613	144,210	210,578	62,183	-	66,398	141,591	813,419	512,831	116,417	-	3,904,740	

登録者数 貸出者数 貸出冊数	中央館			門司館			若松館			八幡館						戸畑館		関連 図書施設	計	
	中央 図書館	子ども母のとしよかん		門司 図書館	大里 子ども 母のとしよかん	門司図書館 新門司分館	若松 図書館	島嶼 子ども 母のとしよかん	八幡 図書館	子ども母のとしよかん			八幡西 図書館	戸畑 図書館	戸畑 子ども 母のとしよかん					
		勝山	企救							そねっと	八幡 東	大池				折尾	八幡南			
本館	63,768	22,065	20,375	18,535	1,060	11,860	13,754	4,687	22,620	11,093	19,974	4,984	8,731	11,612	43,569	22,635	7,118	17,116	325,556	
ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	63,768	22,065	20,375	18,535	1,060	11,860	13,754	4,687	22,620	11,093	19,974	4,984	8,731	11,612	43,569	22,635	7,118	17,116	325,556	
本館	129,095	35,878	57,071	48,853	4,523	44,927	51,505	27,475	68,136	32,369	47,096	19,970	19,761	29,521	223,719	140,459	26,329	-	1,006,687	
ひまわり	12,191	-	-	-	-	3,162	-	-	1,335	-	13,000	-	-	-	-	1,051	-	-	30,739	
計	141,286	35,878	57,071	48,853	4,523	48,089	51,505	27,475	69,471	32,369	60,096	19,970	19,761	29,521	223,719	141,510	26,329	-	1,037,426	
本館	424,377	175,578	279,771	214,550	12,844	165,700	201,393	113,101	251,326	142,197	169,539	68,818	66,777	139,739	804,753	501,229	118,622	-	3,850,314	
ひまわり	26,232	-	-	-	-	6,648	-	-	2,723	-	27,585	-	-	-	-	2,289	-	-	65,477	
計	450,609	175,578	279,771	214,550	12,844	172,348	201,393	113,101	254,049	142,197	197,124	68,818	66,777	139,739	804,753	503,518	118,622	-	3,915,791	
本館	66,160	23,012	21,319	19,292	1,092	12,234	14,332	5,053	23,242	11,496	20,791	5,052	8,840	11,920	46,926	24,128	7,280	17,819	339,988	
ひまわり	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	66,160	23,012	21,319	19,292	1,092	12,234	14,332	5,053	23,242	11,496	20,791	5,052	8,840	11,920	46,926	24,128	7,280	17,819	339,988	
本館	123,331	35,964	55,669	46,151	4,214	43,215	50,454	24,993	63,565	32,851	69,280	17,756	19,705	28,547	201,844	131,835	25,488	-	974,862	
ひまわり	11,315	-	-	-	-	3,172	-	-	1,150	-	13,053	-	-	-	-	1,023	-	-	29,713	
計	134,646	35,964	55,669	46,151	4,214	46,387	50,454	24,993	64,715	32,851	82,333	17,756	19,705	28,547	201,844	132,858	25,488	-	1,004,575	
本館	405,027	171,831	273,221	203,212	13,383	161,470	200,622	103,347	235,148	144,606	236,280	52,915	63,062	132,823	733,649	477,719	112,715	-	3,721,030	
ひまわり	23,656	-	-	-	-	6,909	-	-	2,411	-	26,173	-	-	-	-	2,111	-	-	61,260	
計	428,683	171,831	273,221	203,212	13,383	168,379	200,622	103,347	237,559	144,606	262,453	52,915	63,062	132,823	733,649	479,830	112,715	-	3,782,290	

(注) 関連図書施設とは、ムーブ図書・情報室、北九州学術研究都市学術情報センターをいう。

八幡西図書館は、平成24年7月から開設。

八幡西図書館のCD・DVD資料貸出点数は、27,566点。戸畑図書館のCD・DVD資料貸出点数は、35,496点。八幡図書館のCD・DVD資料貸出点数は、28,493点。

八幡図書館大池分館は、平成25年6月末で廃館。

ウ、団体貸出冊数（読書会を含む）

（単位：冊）

年 度	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
24	6,066	1	9,411	11,426	13,565	2,888	11,343	54,700
25	5,765	12	10,330	10,493	12,199	9,931	7,298	56,028
26	6,221	19	9,963	9,453	11,396	9,077	7,427	53,556
27	6,634	7	10,279	8,955	11,192	8,751	6,284	52,102
28	7,246	5	9,693	10,432	11,553	7,802	5,726	52,457

（注）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「高郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

（3）主要指標年度別分析（平成24年度～平成28年度）

ア、個人貸出

指 標	単位	年度	小倉北・南区	門司区	若松区	八幡東・西区	戸畑区	北九州市
登録率 登録者数 / 管内人口 × 100	%	24	28.37	31.97	38.22	28.66	38.28	30.30
		25	28.47	32.19	37.97	29.72	38.47	30.71
		26	28.56	32.43	37.84	30.51	40.68	31.16
		27	30.09	34.10	39.44	32.22	42.66	32.81
		28	31.53	35.88	41.35	33.96	45.06	34.47
市民1人当たりの 貸出冊数 貸出冊数 / 管内人口	冊	24	2.92	5.02	5.14	4.23	7.84	4.07
		25	2.91	4.92	4.99	4.30	7.41	4.04
		26	2.76	4.92	4.88	4.00	10.79	4.08
		27	2.85	5.05	4.80	3.95	10.58	4.09
		28	2.69	4.90	4.65	3.80	10.13	3.92
登録者1人当たりの 貸出冊数 貸出冊数 / 登録者数	冊	24	10.28	15.71	13.44	14.75	20.48	13.44
		25	10.22	15.28	13.15	14.45	19.27	13.16
		26	9.68	15.18	12.90	13.10	26.52	13.09
		27	9.47	14.81	12.18	12.26	24.80	12.48
		28	8.53	13.66	11.25	11.18	22.47	11.36
蔵書回転率 貸出冊数 / 所蔵冊数	回	24	1.85	1.74	1.85	2.65	2.48	2.12
		25	1.87	1.72	1.77	2.78	2.28	2.13
		26	1.77	1.73	1.73	2.66	3.25	2.15
		27	1.84	1.76	1.70	2.67	3.16	2.18
		28	1.77	1.67	1.62	2.52	2.96	2.07

イ、市民1人当たりの図書費

（単位：円）

年度	24	25	26	27	28
図書費 / 市内人口	149.05	119.57	105.57	93.38	101.27

（注）市内人口は各年度の翌年度4月1日現在の推定人口。

(4) 図書館別来館者数 (平成 28 年度)

(単位：人)

館名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中央館	中央図書館	27,970	25,794	28,971	33,453	31,490	29,664	33,183	31,279	25,302	26,799	27,312	30,208	351,425
	勝山こどもと母のとしょかん	14,049	11,471	12,159	18,878	18,247	13,354	12,972	11,632	10,001	9,875	9,806	13,291	155,735
	企救こどもと母のとしょかん	14,987	18,683	19,962	25,966	24,480	19,634	17,779	18,717	12,186	16,429	18,149	17,725	224,697
	そねっと	7,912	8,971	8,663	10,262	12,187	9,209	8,951	8,619	7,192	8,124	8,209	8,088	106,387
国際友好記念図書館		4,578	5,463	3,555	3,642	5,215	4,765	5,438	4,750	3,782	3,517	4,648	6,688	56,041
門司館	門司図書館	9,150	12,306	14,284	9,985	9,232	15,633	16,978	9,371	8,654	8,182	8,449	9,512	131,736
	大里こどもと母のとしょかん	8,413	7,991	8,304	9,695	9,667	7,846	7,867	7,531	6,779	6,811	7,984	7,873	96,761
	門司図書館新門司分館	5,229	5,765	6,482	8,599	8,663	8,601	7,743	7,144	5,163	6,371	6,410	6,902	83,072
若松館	若松図書館	27,986	32,860	30,020	30,646	33,488	28,878	24,201	20,209	10,762	8,946	11,948	12,617	272,561
	島郷こどもと母のとしょかん	5,598	5,683	6,135	9,707	9,629	5,944	6,344	5,532	4,496	4,971	4,809	5,405	74,253
八幡館	八幡図書館	6,504	13,752	14,127	16,552	15,217	14,212	12,332	12,815	11,420	11,075	11,241	12,708	151,955
	八幡東こどもと母のとしょかん	5,042	4,237	4,742	7,154	7,280	4,633	5,017	4,366	4,566	4,466	3,588	4,138	59,229
	折尾こどもと母のとしょかん	4,499	4,047	4,206	9,012	9,571	7,226	5,431	5,667	6,144	5,796	5,744	5,781	73,124
	八幡南こどもと母のとしょかん	4,761	5,354	7,204	10,732	11,040	8,313	7,737	7,684	6,497	7,574	6,143	9,094	92,133
八幡西図書館		39,168	44,026	41,218	47,420	45,646	40,210	43,302	38,189	26,223	32,791	34,589	38,502	471,284
戸畑館	戸畑図書館	29,745	30,991	31,972	33,887	35,001	31,992	32,312	25,531	29,335	26,211	32,803	30,540	370,320
	戸畑こどもと母のとしょかん	4,617	4,256	4,793	5,406	5,581	3,629	4,249	4,525	5,277	4,498	3,179	3,720	53,730
合計		220,208	241,650	246,797	290,996	291,634	253,743	251,836	223,561	183,779	192,436	205,011	222,792	2,824,443

2 資料の収集

(1) 分類別蔵書冊数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

(単位：冊)

区 分	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
0 総 記	24,092	911	5,630	4,971	6,280	3,150	4,623	49,657
1 哲 学	22,184	668	6,407	6,178	6,486	6,438	5,645	54,006
2 歴 史	51,704	4,499	14,438	15,177	15,075	12,251	12,896	126,040
3 社 会	77,595	4,659	17,235	19,943	15,520	28,626	15,791	179,369
4 自 然	25,999	423	8,118	9,860	9,114	9,522	7,428	70,464
5 技 術	33,773	647	12,432	14,433	17,067	15,626	12,457	106,435
6 産 業	15,517	404	4,223	4,806	4,128	6,919	3,612	39,609
7 芸 術	35,943	2,174	12,165	16,103	14,378	10,832	12,636	104,231
8 言 語	8,726	893	2,263	2,820	2,412	3,559	2,058	22,731
9 文 学	135,100	3,583	87,962	67,419	82,316	43,562	50,510	470,452
K 郷土資料	55,314	297	12,674	12,165	16,216	4,563	10,533	111,762
児 童 書	98,906	3,501	79,257	58,014	101,371	40,343	58,711	440,103
そ の 他	10,383	669	911	2,424	3,024	4,357	2,262	24,030
未 設 定	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	595,236	23,328	263,715	234,313	293,387	189,748	199,162	1,798,889

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

(2) ア、分類別受入・除籍冊数 (平成 28 年度)

(単位：冊)

区 分		中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計	
受 入	分 類 別	0 総 記	363	5	110	86	124	52	65	805
		1 哲 学	572	19	210	161	200	100	151	1,413
		2 歴 史	823	169	349	387	340	279	338	2,685
		3 社 会	1,591	97	626	448	670	457	439	4,328
		4 自 然	879	11	381	334	428	157	286	2,476
		5 技 術	1,238	24	685	470	897	311	595	4,220
		6 産 業	342	15	159	156	189	94	103	1,058
		7 芸 術	945	57	435	491	486	158	367	2,939
		8 言 語	151	15	66	34	55	28	41	390
		9 文 学	4,295	64	3,460	1,602	2,956	1,414	2,262	16,053
		K 郷土資料	1,124	33	422	419	889	427	417	3,731
		児 童 書	4,129	120	2,235	1,528	3,460	1,015	2,197	14,684
		そ の 他	282	10	45	58	128	190	93	806
		未 設 定	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	16,734	639	9,183	6,174	10,822	4,682	7,354	55,588	
	種 類 別	購 入	13,614	503	7,412	5,021	9,323	3,477	5,688	45,038
寄 贈		2,906	123	1,649	1,081	1,253	1,011	1,387	9,410	
そ の 他		214	13	122	72	246	194	279	1,140	
計		16,734	639	9,183	6,174	10,822	4,682	7,354	55,588	
除 籍	廃 棄 他	29,071	452	6,126	4,591	9,741	354	4,780	55,115	
	管 理 換	2	30	2	0	274	0	127	435	
	計	29,073	482	6,128	4,591	10,015	354	4,907	55,550	

(注) 中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

イ、新聞・雑誌受入数（平成 28 年度）

（単位：タイトル数）

区分	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
新聞	14	6	10	8	12	12	8	70
雑誌	368	29	83	59	114	168	67	888

（注①）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

（注②）タイトル数は各館が同一の新聞・雑誌を受入れている場合があり、種類の数を示すものではない。

（3）年度別受入・除籍蔵書冊数（平成 24 年度～平成 28 年度）

（単位：冊）

年度	区分	中央館	国友館	門司館	若松館	八幡館	八幡西館	戸畑館	計
24	受入	24,522	931	13,441	10,596	20,077	155,784	11,299	236,650
	除籍	25,639	585	7,257	7,284	25,104	0	19,622	85,491
	蔵書	625,291	23,628	271,706	231,275	364,728	155,784	187,677	1,860,089
25	受入	20,776	715	12,094	7,969	17,450	18,794	11,188	88,986
	除籍	31,536	1,149	18,472	5,974	52,995	311	8,355	118,792
	蔵書	614,531	23,194	265,328	233,270	329,183	174,267	190,510	1,830,283
26	受入	18,518	624	11,494	7,203	12,764	6,442	8,601	65,646
	除籍	17,342	721	16,414	6,377	35,678	319	5,427	82,278
	蔵書	615,707	23,097	260,408	234,096	306,269	180,390	193,684	1,813,651
27	受入	16,694	601	9,388	5,923	13,025	5,424	8,130	59,185
	除籍	24,826	527	9,136	7,289	26,714	394	5,099	73,985
	蔵書	607,575	23,171	260,660	232,730	292,580	185,420	196,715	1,798,851
28	受入	16,734	639	9,183	6,174	10,822	4,682	7,354	55,588
	除籍	29,073	482	6,128	4,591	10,015	354	4,907	55,550
	蔵書	595,236	23,328	263,715	234,313	293,387	189,748	199,162	1,798,889

（注）中央館は、「勝山・企救・そねっと」、門司館は、「大里・新門司」、若松館は、「島郷」、八幡館は、「八幡東・折尾・八幡南」、戸畑館は、「戸畑」の各こどもと母のとしょかんや分館等を含む。

3 行事

館名	行事													
	講演会		講座		読書会		読み聞かせ・おはなし会		映画会		図書リサイクル		その他の行事	
	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	-	-	-	-	31	262	-	-	-	-	11/3	502	-	-
勝山こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	-	-	61	1,372	-	-	-	-	-	-
企救こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	12	71	56	1,067	11	248	1	335	11	110
そねっと	-	-	-	-	-	-	44	683	-	-	2	785	1	26
国際友好記念図書館	-	-	2	63	-	-	6	76	-	-	4	-	-	-
門司図書館	1	50	20	279	22	155	28	382	8	213	1	-	56	2,299
大里こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	21	144	26	634	12	257	4	-	-	-
門司図書館新門司分館	-	-	6	33	-	-	55	503	14	240	13	-	6	70
若松図書館	1	62	30	568	5	18	78	1,162	-	-	1	519	36	728
鳥郷こどもと母のとしよかん	-	-	4	270	24	132	12	65	6	66	-	-	6	56
八幡図書館	1	44	33	931	45	458	98	1,335	1	20	10	-	59	1,443
八幡東こどもと母のとしよかん	-	-	3	72	-	-	104	1,334	-	-	17	199	3	47
折尾こどもと母のとしよかん	-	-	3	20	20	121	56	923	-	-	5	-	19	294
八幡南こどもと母のとしよかん	-	-	1	30	24	164	57	725	1	25	12	-	23	487
八幡西図書館	6	144	19	421	12	144	153	4,556	4	137	1	460	12	1,404
戸畑図書館	1	14	5	126	11	127	80	1,696	-	-	常時	1,526	55	572
戸畑こどもと母のとしよかん	-	-	-	-	-	-	73	1,904	-	-	12	360	-	-

館名	展示 回数又は実施日	見学等				養成講座					
		職場体験学習		視察・見学		読み聞かせボランティア		図書館ボランティア		子ども司書	
		回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数	回数又は実施日	参加人数
中央図書館	12	9	14	28	1,149	5	128	2	60	1	70
勝山こどもと母のとしよかん	20	-	-	24	964						
企救こどもと母のとしよかん	4	-	-	16	211						
そねっと	4	-	-	3	245						
国際友好記念図書館	45	2	2	25	2,505						
門司図書館	160	2	4	6	183						
大里こどもと母のとしよかん	28	3	6	2	176						
門司図書館新門司分館	40	1	2	2	119						
若松図書館	79	10	50	11	502						
鳥郷こどもと母のとしよかん	18	30	2	4	130						
八幡図書館	36	50	72	33	207						
八幡東こどもと母のとしよかん	24	-	-	-	-						
折尾こどもと母のとしよかん	24	2	2	2	159						
八幡南こどもと母のとしよかん	50	1	3	24	1,899						
八幡西図書館	49	5	97	18	554						
戸畑図書館	89	5	15	37	890						
戸畑こどもと母のとしよかん	48	2	13	7	155						

4 広域利用事業

(1) 福岡県北東部地方拠点都市地域 16 市町利用統計 (平成 28 年度)

図書館等		利用者							
		直方市	中間市	芦屋町	水巻町	岡垣町	遠賀町	小竹町	鞍手町
直方市	登録者数		12	1	0	3	1	22	26
	貸出冊数		921	10	8	77	9	7,486	6,694
	貸出利用者数		175	4	2	19	2	1,359	1,533
中間市	登録者数	4		0	5	3	1	1	4
	貸出冊数	574		3	2,022	389	434	52	1,274
	貸出利用者数	197		3	505	136	150	10	345
芦屋町	登録者数	1	2		2	9	3	0	1
	貸出冊数	50	243		665	1,125	484	0	253
	貸出利用者数	5	44		229	302	97	0	30
水巻町	登録者数	4	37	54		27	52	0	8
	貸出冊数	255	11,802	5,724		3,552	4,245	0	1,712
	貸出利用者数	63	2,122	1,154		869	975	0	283
岡垣町	登録者数	7	10	14	16		30	0	5
	貸出冊数	196	319	967	973		2,225	0	605
	貸出利用者数	81	104	314	337		621	0	121
遠賀町	登録者数	6	12	32	33	34		0	34
	貸出冊数	533	4,295	5,366	4,194	11,436		0	6,486
	貸出利用者数	102	932	1,379	994	2,316		0	1,476
小竹町	登録者数	0	0	0	0	0	0		0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0		0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0		0
鞍手町	登録者数	5	1	0	0	0	0	0	
	貸出冊数	136	4	0	0	0	0	0	
	貸出利用者数	57	1	0	0	0	0	0	
宮若市	登録者数	110	4	0	0	0	0	24	20
	貸出冊数	18,089	804	0	99	40	24	7,933	6,835
	貸出利用者数	4,341	156	0	28	9	11	1,862	1,492
行橋市	登録者数	3	0	0	0	1	0	0	0
	貸出冊数	622	203	0	0	0	16	0	0
	貸出利用者数	38	12	0	0	0	2	0	0
豊前市	登録者数	2	1	1	1	0	1	0	0
	貸出冊数	17	5	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	4	3	0	0	0	0	0	0
みやこ町	登録者数	1	0	0	1	0	0	0	0
	貸出冊数	865	13	0	2	102	0	0	0
	貸出利用者数	148	4	0	1	39	0	0	0
築上町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
吉富町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
上毛町	登録者数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出冊数	0	0	0	0	0	0	0	0
	貸出利用者数	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	登録者数	60	100	26	55	41	25	1	16
	貸出冊数	5,149	16,018	2,346	9,063	5,965	2,418	3	1,290
	貸出利用者数	1,345	5,145	1,078	3,634	2,470	944	3	469
合計	登録者数	203	179	128	113	118	113	48	114
	貸出冊数	26,486	34,627	14,416	17,026	22,686	9,855	15,474	25,149
	貸出利用者数	6,381	8,698	3,932	5,730	6,160	2,802	3,234	5,749

※ 鞍手町は平成 28 年 9 月のシステム変更のため、9 月以前のデータは含まれず、また、行橋市・豊前市・みやこ町・築上町・吉富町・上毛町の利用統計は、不明である。

宮若市	行橋市	豊前市	みやこ町	築上町	吉富町	上毛町	北九州市	合 計	図書館等
32	1	0	0	0	0	0	104	202	直方市
3,630	116	0	0	0	0	0	11,265	30,216	
997	41	0	0	0	0	0	2,258	6,390	
0	0	0	1	0	0	0	120	139	中間市
0	5	0	5	12	0	0	35,636	43,406	
0	2	0	1	6	0	0	8,543	9,898	
0	0	0	0	0	0	0	57	75	芦屋町
0	0	0	0	0	0	0	7,866	10,686	
0	0	0	0	0	0	0	1,634	2,341	
2	1	0	0	0	0	0	790	975	水巻町
10	56	11	4	0	0	0	199,190	226,561	
6	19	8	4	0	0	0	35,545	41,048	
1	0	0	0	0	0	0	66	149	岡垣町
8	0	0	0	0	0	0	5,301	10,594	
2	0	0	0	0	0	0	1,492	3,072	
0	0	0	0	0	0	0	98	249	遠賀町
22	0	0	0	0	0	0	20,120	52,452	
7	0	0	0	0	0	0	3,946	11,152	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	小竹町
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1	-	-	-	-	-	-	4	11	鞍手町
2	-	-	-	-	-	-	41	183	
1	-	-	-	-	-	-	20	79	
	0	0	0	0	0	0	15	173	宮若市
	3	0	0	0	0	0	1,928	35,755	
	2	0	0	0	0	0	444	8,345	
		3	54	70	1	0	36	168	行橋市
		1,000	10,661	12,742	81	80	8,587	33,992	
		121	1,212	1,291	10	14	729	3,429	
1	13		1	45	36	37	4	143	豊前市
4	432		4	2,109	2,533	2,784	145	8,033	
0	120		4	512	553	634	55	1,885	
0	175	5		44	1	0	17	244	みやこ町
19	58,052	1,193		9,497	2	1,578	6,608	77,931	
2	13,043	551		2,214	1	160	1,258	17,421	
0	5	3	1		0	1	0	10	築上町
0	898	1,092	608		47	176	69	2,890	
0	237	316	145		11	35	12	756	
0	0	4	0	1		0	1	6	吉富町
0	0	358	0	3		672	0	1,033	
0	0	109	0	1		203	0	313	
0	1	16	0	11	4		1	33	上毛町
0	90	2,756	0	578	631		0	4,055	
0	21	786	0	195	141		0	1,143	
7	42	8	5	6	0	1		393	北九州市
632	1,499	310	129	656	14	16		45,508	
304	637	90	51	301	6	9		16,486	
44	238	39	62	177	42	39	1,313	2,970	合計
4,327	61,151	6,720	11,411	25,597	3,308	5,306	299,756	583,295	
1,319	14,122	1,981	1,417	4,520	722	1,055	55,936	123,758	

(2) 下関市・北九州市利用統計

平成 28 年度

図書館等		利用者		合計
		下関市	北九州市	
下関市	登録者数		50	50
	貸出冊数		2,869	2,869
	貸出利用者数		829	829
北九州市	登録者数	102		102
	貸出冊数	9,113		9,113
	貸出利用者数	2,721		2,721
合計	登録者数	102	50	152
	貸出冊数	9,113	2,869	11,982
	貸出利用者数	2,721	829	3,550

平成 27 年度

図書館等		利用者		合計
		下関市	北九州市	
下関市	登録者数		93	93
	貸出冊数		3,806	3,806
	貸出利用者数		1,314	1,314
北九州市	登録者数	116		116
	貸出冊数	9,636		9,636
	貸出利用者数	2,906		2,906
合計	登録者数	116	93	209
	貸出冊数	9,636	3,806	13,442
	貸出利用者数	2,906	1,314	4,220

5 はじめての絵本事業（ブックスタート事業）

(1) はじめての絵本事業

1 目的

妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらえるよう、おなかの赤ちゃんに絵本を通して語りかけ、親子でゆったりとしたひとときを過ごしてもらうことを目的とする。

2 実施時期

平成 28 年 10 月から開始

3 実施方法

母子健康手帳の交付時に「絵本パック」（絵本 2 冊、絵本リスト等）を無料で配布する。

4 実施状況（28 年 10 月～ 29 年 3 月）

配布対象者	配布数	配布率
4,742	4,703	99.2%

(2) ブックスタート事業

1 事業の経緯

平成 15 年 10 月から、絵本を通じて親子の絆を深めるため、そのきっかけづくりとして、絵本を贈るブックスタート事業を開始した。

本事業は「はじめての絵本」事業に移行したが、移行以前に母子健康手帳の交付を受けた方に対して案内はがきと引き換えに「絵本パック」（絵本 2 冊、絵本リスト等）を無料で配布している。

2 実施状況（平成 28 年度）

案内はがき交付数	絵本パック配布数	配布率
8,134	5,337	65.6%

II-B 視聴覚センター

1 利用状況 (平成 28 年度)

ア、AV資料館内視聴数

分類	レコード	CD	DVD	LD	LL語学教材	ビデオ	計
件数	152	3,945	2,989	468	114	472	8,140

イ、団体貸出用教材利用数

区分 種別	16ミリ	ビデオ	CD・ 録音テープ	DVD	その他	計	比率 %
学校教育	0	332	2	594	9	937	42.6
社会教育	218	275	12	754	5	1,264	57.4
計	218	607	14	1,348	14	2,201	100.0

ウ、団体貸出用機材利用数

機材名	計(台)
16ミリ映写機	87
スライド映写機	1
OHP	11
教材提示装置	17
ビデオデッキ	76
DVDプレーヤー	59
ビデオプロジェクター	314
スクリーン	88
音響装置(ワイヤレスマイク他)	79
その他	295
計	1,027

4 研修事業

(定員制)

	講座名	参加人員(名)
視聴覚 研修	ビデオ撮影講座(初級)	14
	パソコン・ビデオ編集講座(中級)	13
	16ミリ映写機操作技術講習	24
	初歩からのデジタルカメラ活用講座	10
LL 語学 研修	英会話講座	25
	計	86

2 資料の収集

ア、AV資料件数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

分類	レコード	CD	DVD	LD	LL語学教材	ビデオ	計
件数	8,664	4,155	683	359	335	159	14,355

イ、団体貸出用教材保有総数 (平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分 種別	16ミリ	8ミリ	ビ デ オ						CD・ 録音 テープ	パソコン ソフト	LD	DVD	影絵	計
			購入 寄贈	委嘱研	センター 自作	コンクール 自作	メイドイン 北九州	小計						
学校教育	862	0	1,221	121	11	28	13	1,394	55	7	0	242	0	2,560
社会教育	1,309	344	1,437	0	66	49	148	1,700	42	10	1	508	6	3,920
計	2,171	344	2,658	121	77	77	161	3,094	97	17	1	750	6	6,480

3 行事 (平成 28 年度)

事業名	参加人員(名)	開催日
子ども映画会(子ども向け映画会)	182	毎月第2日曜日
週末映画会(大人向け映画会)	770	毎月第3、第4土曜日
クラシック・レコードコンサート	123	奇数月第3日曜日

Ⅲ 条例及び関係規則等

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（抜粋）

昭和 47 年 3 月 30 日

条 例 第 8 号

最終改正 平成 28 年 3 月 31 日条例第 23 号

（定義）

第 2 条 この条例において「教育施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校その他学校教育に関する公の施設及び生涯学習センター、図書館、美術館、博物館、文学館、史料館、視聴覚センター、青少年の家、体育施設、児童文化施設その他社会教育に関する公の施設をいう。

（設置）

第 3 条 市は、別表第 1 及び別表第 2 のとおり教育施設を設置する。

（使用料及び手数料）

第 4 条 市は、別表第 3 の左欄に掲げる教育施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

（図書館協議会等）

第 8 条 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条第 1 項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。

3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ 30 人以内、20 人以内及び 20 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（指定管理者）

第 9 条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該社会教育施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

（指定管理者の指定の手続）

第 9 条の 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

（指定管理者が行う業務）

第 9 条の 3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 社会教育施設の維持管理に関すること。

(2) 社会教育施設の使用の許可に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第 9 条の 4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い社会教育施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者の秘密保持義務)

第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、社会教育施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

付則

1～6 略

(八幡西図書館の管理に係る指定管理者の指定に関する特例)

7 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成22年北九州市条例第4号)による改正後の別表第2に規定する北九州市立八幡西図書館(以下「八幡西図書館」という。)の管理をその供用開始の日から指定管理者に行わせようとする場合においては、第9条の2の規定にかかわらず、教育委員会は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条第2項の規定に基づき八幡西図書館の整備等を行う民間事業者を指定管理者として指定するものとする。

別表第2(第3条関係)

社会教育関係

施設の種類	目的又は事業	名 称	位 置
図 書 館	図書館法第2条の定めるところによる。	北九州市立中央図書館	北九州市小倉北区域内4番1号
		北九州市立国際友好記念図書館	北九州市門司区東港町1番12号
		北九州市立門司図書館	北九州市門司区老松町3番3号
		北九州市立若松図書館	北九州市若松区本町三丁目11番1号
		北九州市立八幡図書館	北九州市八幡東区尾倉二丁目6番1号
		北九州市立八幡西図書館	北九州市八幡西区岸の浦二丁目2番1号
		北九州市立戸畑図書館	北九州市戸畑区新池一丁目1番1号
視聴覚センター	視聴覚機器等の活用により、学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図る。	北九州市立視聴覚センター	北九州市小倉北区域内4番1号

別表第3(第4条関係)

2 社会教育関係

施設の種類	使用料及び手数料		備考
	資料の複写手数料		
図書館	1枚につき 10円		
	駐車場使用料	八幡西図書館 駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円以内で教育委員会が定める額	

○北九州市子ども読書活動推進条例

平成 27 年 7 月 3 日

条 例 第 39 号

子ども時代の読書活動は、子どもが充実した人生を送るために必要となる考える力、感じる力、想像する力、表現する力等を身に付ける上で極めて重要です。

子ども時代は、非常に短く貴重であることから、そのかけがえのない時期を大切にし、全ての子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備する必要があります。

国においては、平成 13 年に子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。その後、同法に基づき、多くの自治体で子ども読書活動推進計画が策定され、子どもの読書活動が進められてきました。

北九州市においても、平成 18 年に策定された北九州市子ども読書活動推進計画及び平成 23 年に策定された北九州市子ども読書プランに基づいて子どもの読書活動が推進され、一定の成果をあげてきました。

しかし、この間にも子どもを取り巻く環境は日々変化を続けており、本市においても幼児期からのコミュニケーション能力の低下、いじめ、不登校、学力の低下等解決すべき多くの課題があります。

これらの課題の解決のためには、子どもが自ら考え、表現し、行動しながら様々な課題に向き合い解決していく力を身に付けることが必要です。

そこで、私たち北九州市民は、子どもが楽しく自主的に読書に親しむことのできる環境を整備することにより、子どもの生きる力を育み、「読書好きな子ども日本一」を実現するため、この条例を制定します。

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の子どもの生きる力を育み、健やかな成長に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「子ども」とは、おおむね 18 歳以下の者をいう。

2 この条例において「子どもの読書活動」とは、読書及び子どもが主体的に読書に関わりを持つ活動をいう。

3 この条例において「学校」とは、本市が設置する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

4 この条例において「学校司書」とは、学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 6 条第 1 項に規定する学校司書をいう。

(基本理念)

第 3 条 子どもの読書活動の推進は、子どもの読書活動が、子どもにとって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとともに、思いやりの心を育み、基礎学力を育てる上でも重要であることに鑑み、本市の全ての子どもが、あらゆる場所及びあらゆる機会において、楽しく自主的に読書活動を行うことができる環境が積極的に整備されることにより、行われなければならない。

(市の責務)

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する必要な施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、自身が率先して読書に親しむとともに、子どもの読書活動の充実及び習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

第2章 子ども読書活動推進計画

(子ども読書活動推進計画の策定)

第6条 市は、子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、市における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえて、子ども読書活動推進計画(以下「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子どもの読書活動の推進のための基本方針及び基本目標
- (2) 子どもの読書活動の推進のための施策及び目標値
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの読書活動の推進に関し必要な事項
(意見の聴取等)

第7条 市は、推進計画を策定しようとするとき又は推進計画の重要な変更を行おうとするときは、第17条第1項の北九州市子ども読書活動推進会議(次条において「推進会議」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市は、推進計画を策定したとき又は推進計画の変更を行ったときは、速やかに公表しなければならない。
(進捗管理)

第8条 教育委員会は、推進計画に定める施策の実施状況等について、毎年度、推進会議に報告するとともに、その評価を受けるものとする。

第3章 子ども図書館

(子ども図書館の設置)

第9条 市は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による子どもの読書活動の推進に関する取組の拠点となる施設として、子ども図書館を設置するものとする。

2 子ども図書館は、学校における読書教育全般への助言、学校図書館業務に関する相談及び助言並びに学校司書、学校図書館法第5条1項に規定する司書教諭等の資質向上を図る研修の実施その他の学校における子どもの読書活動の充実に関する支援(次条において「学校図書館支援センター事業」という。)を行うものとする。

(事業)

第10条 子ども図書館は、学校図書館支援センター事業のほか、子どもの読書活動の充実を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 推進計画に定められた事業
- (2) 図書、資料及び情報の収集及び提供
- (3) 図書館における子どもへの図書館奉仕の推進及び充実に関する支援
- (4) 家庭、地域等での子どもの読書活動の支援
- (5) 子どもの読書活動に係る啓発
- (6) 子どもの読書活動に係る調査研究
- (7) 子どもの読書活動の推進における関係団体との連携に関する事業
- (8) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

第4章 家庭、地域及び学校の取組等

(家庭での取組)

第11条 子どもの保護者は、家庭において自らが読書に親しむとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境を作ることに努めるものとする。

2 市は、前項に規定する家庭での取組を支援するため、子どもの読書活動の普及及び啓発を行うものとする。
(地域での取組)

第12条 市、子どもの読書活動の推進に関わる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等は、地域において互いに協力して、子どもの図書館の積極的な利用を促進するとともに、子どもが読書への興味及び関心を深めることができる環境の整備に努めるものとする。

(学校の取組)

第13条 学校は、子どもの読書活動の推進のため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 子どもの読書活動を推進するための年間指導計画の策定

(2) 学校図書館の常時開館

(3) 学校図書館資料を活用する学習活動、読書に親しむ活動等の実施及び充実

2 特別支援学校等は、教育上特別な支援を要する児童及び生徒の読書活動について、障害の種類及びその程度に応じて十分な配慮を行うものとする。

(連携体制の整備)

第14条 市は、前3条に規定する家庭、地域及び学校での取組を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関わる機関等が互いに緊密に連携することができるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

第5章 学校図書館及び図書館の整備

(学校図書館の整備)

第15条 教育委員会は、学校図書館の蔵書の充実及び学校司書の配置に努めるとともに、学校司書の能力の向上に努めるものとする。

2 教育委員会は、学校図書館の機能を充実させるため、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 図書及び資料の整備

(2) 蔵書を検索するためのデータベースの整備

(3) 子どもが楽しく読書に親しむことができる館内環境の整備

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業

(図書館の整備)

第16条 市は、良質な図書の収集及び提供、子どもの読書活動についての相談に応じる体制の整備、中学・高校生向けの図書の充実等子どもがいつでも読書に親しむことができる機能を図書館に整備するものとする。

2 市は、特別な支援を要する子どもへの図書館奉仕のため、必要な施設の整備等に努めるものとする。

第6章 北九州市子ども読書活動推進会議

第17条 子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査及び審議を行うため、教育委員会に北九州市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 子どもの読書活動の推進に関すること。
 - (2) 推進計画に関すること。
 - (3) この条例の見直しに関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、子どもの読書活動に関する事項
- 3 推進会議は、委員15人以内で組織する。
- 4 委員は、市民、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する。
- 5 推進会議は、子どもの読書活動について、子どもの意見を聴く機会を設けることができる。
- 6 推進会議は、子どもの読書活動の推進について特別の事項を審議するため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第7章 雑 則

(条例の見直し)

- 第18条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、市の施策がこの条例の趣旨に沿って推進されているかどうかを評価し、この条例の必要な見直しについて検討を行うものとする。
- 2 前項の見直しに当たっては、推進会議の意見を聴くものとする。

(委任)

- 第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項、第8条、第17条及び第18条第2項の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第34号で平成27年8月1日から施行)

○北九州市立図書館規則

昭和 47 年 4 月 1 日
教委規則第 9 号

最終改正 平成 25 年 6 月 24 日教委規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立図書館（以下「図書館」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間及び休館日)

第 2 条 開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

第 3 条 削除（昭和 50 教委規則 11）

(図書館奉仕)

第 4 条 図書館奉仕は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 館内利用
- (2) 館外貸出し
- (3) 分館の設置
- (4) 貸出し文庫
- (5) 図書館資料の複写
- (6) 参考調査業務

(館内利用)

第 5 条 図書館資料（書庫に保管するものに限る。）又は視聴覚資料を館内で利用しようとする者は、館長が定める方法により申し出なければならない。

第 6 条 館内で図書館資料を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 館内の所定の場所で利用すること。
- (2) みだりに騒音を発する等他人の読書又は研究に支障を及ぼす行為をしないこと。
- (3) みだりに飲食をしないこと。

(館外貸出し)

第 7 条 館外貸出しを受けることができる者は、北九州市内若しくは北九州市と図書館の利用に関し地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項に規定する協議をした市町村内に居住し、又は北九州市内の学校に在学し、若しくは北九州市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第 8 条 館外貸出しを受けようとする者は、図書館カードによらなければならない。

2 図書館カードは、図書館カード申込書に所要事項を記載して住所、在学又は在職を証する書面を添えて係員に提出し、その交付を受けるものとする。

3 図書館カードの有効期限は、発行の日属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、図書館カード申込書の記載事項等に著しい変更がないときは、有効期限を延長することができる。

4 館外貸出しを受けて利用できる図書館資料の数は、館長が別に定める。

第 9 条 次の各号に掲げる図書館資料は、館外貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 貴重図書
- (2) 寄託図書
- (3) 参考図書（辞書、書目、人名簿、年鑑及び統計書の類）
- (4) その他館長が特に指定した図書館資料

第10条 館外貸出しを受けた者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料は、貸出しの日から起算して2週間以内に返還すること。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 図書館資料を転貸しないこと。

第11条 館長は、館外貸出しを受けた者が返還の期限までに図書館資料を返還することを怠ったときは、一定の期間貸出しを停止することができる。

(分館の設置)

第12条 分館を次のとおり設置する。

- | | |
|---------------------|---------------------|
| (1) 北九州市立門司図書館新門司分館 | 北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号 |
| (2) 北九州市立門司図書館大里分館 | 北九州市門司区高田二丁目2番18号 |
| (3) 北九州市立中央図書館勝山分館 | 北九州市小倉北区内4番1号 |
| (4) 北九州市立中央図書館企救分館 | 北九州市小倉南区若園五丁目1番5号 |
| (5) 北九州市立中央図書館曾根分館 | 北九州市小倉南区下曾根四丁目22番1号 |
| (6) 北九州市立若松図書館島郷分館 | 北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号 |
| (7) 北九州市立八幡図書館八幡東分館 | 北九州市八幡東区西丸山町2番1号 |
| (8) 北九州市立八幡図書館折尾分館 | 北九州市八幡西区北鷹見町13番10号 |
| (9) 北九州市立八幡図書館八幡南分館 | 北九州市八幡西区茶屋の原一丁目6番1号 |
| (10) 北九州市立戸畑図書館戸畑分館 | 北九州市戸畑区観音寺町3番1号 |

(貸出し文庫)

第13条 貸出し文庫の場所は、館長が定めて適当な方法により市民に周知するものとする。

(図書館資料の複写)

第14条 図書館資料の複写は、館長が特に認めるものに限るものとする。

(図書館資料の紛失等の賠償)

第15条 図書館資料を利用する者は、これらを紛失し、又はき損し、若しくは甚だしく汚損した場合には、現品又は館長が指定する代品をもって賠償しなければならない。

(駐車場使用料)

第16条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)

別表第3の2 社会教育関係の表の図書館の駐車場使用料に係る教育委員会が定める額は、駐車を開始したときから60分を超える時間について1台につき30分又はその端数ごとに100円とする。

(図書館協議会)

第17条 北九州市立図書館協議会（以下「協議会」という。）の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会の庶務は、北九州市立中央図書館で処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

(指定管理者に管理を行わせようとする図書館等の公表)

第 18 条 教育長は、図書館について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする図書館、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。ただし、条例付則第 7 項の場合においては、この限りでない。

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 19 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又はこれに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(指定管理者の指定の告示)

第 20 条 教育長は、図書館について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の事業報告)

第 21 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する図書館の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに教育長に提出しなければならない。

(委任)

第 22 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付則

1～5 略

(中央図書館企救分館の位置に関する特例)

6 平成 24 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間は、第 12 条第 4 号中「北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 5 号」とあるのは、「北九州市小倉南区春ヶ丘 10 番 5 号」とする。

別 表 (第 2 条関係)

区 分	開館時間	休 館 日	備 考
中央図書館 門司図書館 若松図書館 八幡図書館 戸畑図書館	午前 9 時 30 分から 午後 7 時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12 月 29 日から翌年 の 1 月 3 日までの日 (3) 館内整理日	(1) 「休日」とは、国 民の祝日に関する法 律 (昭和 23 年法律 第 178 号) に規定す る休日をいう。 (2) 教育長が特に必要 があると認めるとき は、開館時間若しく は休館日を変更し、 又は臨時に休館日を 指定することができる。
八幡西 図書館	駐車場以外 の部分	午前 9 時 30 分から 午後 7 時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た るときは、その翌日) (2) 12 月 29 日から翌年 の 1 月 3 日までの日 (3) 館内整理日
	駐車場	午前 8 時から 午後 11 時まで	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
国際友好記念図書館	午前 9 時 30 分から 午後 7 時まで (日曜日、土曜日及び 休日は、午前 9 時 30 分から午後 6 時まで)	(1) 月曜日 (その日が休日に当た る日を除く。) (2) 12 月 29 日から翌年 の 1 月 3 日までの日 (3) 館内整理日	

○北九州市立図書館管理要項

(昭和47年4月1日)

北九州市教育施設の設置および管理に関する条例ならびに北九州市立図書館規則に定めるもののほか、北九州市立図書館の管理運営に関し必要な事項を、次のとおり定める。

(入館の制限)

1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、もしくは退館を命ずることができる。

- (1) 6歳未満の幼児で、付き添いがない者
- (2) めいていしている者
- (3) 図書館資料を汚損し、もしくは他人の迷惑となるおそれのある物品または動物の類を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(利用の不承認)

2 館長は、次の各号の一に該当するときは、図書館の利用を承認しない。

- (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物、設備もしくは図書館資料をき損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

3 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(手数料の前納)

4 図書館資料の複写を依頼しようとする者は、条例に定める手数料を前納しなければならない。

(手数料の減免)

5 条例第5条の規定により複写手数料を減免することができる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 公用に使用するとき 10割
- (2) 病院局の医師等が研究のため使用するとき 5割以内

(手数料の不返還)

6 既納の手数料は返還しない。

(利用地位の譲渡等の禁止)

7 利用者は、図書館を利用する地位を譲渡もしくは転貸または館長の承認なくして承認目的以外の目的に利用することはできない。

(利用承認の取消し)

8 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消しまたは停止しもしくは条件を変更することができる。

- (1) 条例または規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
- (3) 建物、設備または図書館資料をき損するおそれがあるとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

9 上記の規定にもとづく利用の承認の取消または停止もしくは条件の変更によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

10 利用者は、利用が終わったときまたは8の規定により利用の承認の取消もしくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(職員の立ち入り)

11 利用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

12 利用者が、建物および設備を滅失またはき損したときは、市の認定にもとづき、その損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

13 図書館に関する諸様式は、中央図書館長が別にこれを定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理規則

(昭和50年11月1日)
(教委規則第15号)

(趣旨)

第1条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市立視聴覚センター(以下「視聴覚センター」という。)の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、午前9時30分から午後6時までとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 休館日は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたるときは、その翌日)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 館内整理日

(利用者の範囲)

第4条 視聴覚教材、教具及び機械(以下「資料等」という。)を利用できる者は、市内に居住し、又は市内の学校に在学し、若しくは市内の事業所等に在職する者とする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(館内利用)

第5条 館内で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 係員の指示に従って慎重に利用し、利用の承認を受けたもの以外は利用しないこと。
- (2) 館内の所定の場所で利用すること。
- (3) 他人の利用に支障を及ぼす行為をしないこと。

(館外利用)

第6条 館外で資料等を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 転貸しないこと。
- (2) 教育的、文化的目的以外には使用しないこと。

(損害の弁償)

第7条 資料等を利用する者が、資料等を紛失し、又は著しく汚損し、若しくはき損した場合は、現品又は金銭をもって損害を弁償しなければならない。

(貸出しの停止)

第8条 館長は、貸出しを受けた者が、この規則に違反した場合には、資料等の貸出しを停止することができる。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し、必要な事項は、教育長が定める。

付則省略

○北九州市立視聴覚センター管理要項

(昭和50年11月1日)

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例ならびに北九州市立視聴覚センター管理規則に定めるもののほか、北九州市立視聴覚センターの管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

- 1 館長は、次の各号の一に該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。
 - (1) 伝染病の病気にかかっている者、又は精神に異常があると認められる者
 - (2) めいていしている者
 - (3) 視聴覚教材教具、機械（以下「資料等」という。）を汚損し、又は他人の迷惑となるおそれのある物品又は動物の類を携帯する者
 - (4) 管理上必要な指示に従わない者
 - (5) その他管理上支障があると認められる者

(貸出手続)

- 2 資料等を館内で利用する者は、利用申込書を提出すること。
- 3 資料等の貸出しを受ける者は、利用申込書に貸出機器操作認可証を添付して提出すること。ただし、特に館長が必要と認めるときはこの限りでない。

(貸出数量等)

- 4 貸出する資料等及び1回の貸出数量、貸出期間は、別表のとおりとする。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の不承認)

- 5 館長は、次の各号の一に該当するとき視聴覚センターの利用を承認しない。
 - (1) 風俗を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 建物設備もしくは視聴覚資料をき損するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用の条件)

- 6 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて承認することができる。

(利用承認の取消し)

- 7 館長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、利用の承認を取消し又は停止若しくは条件を変更することができる。
 - (1) 条例又は規則に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段で承認を受けたとき。
 - (3) 建物、設備又は資料等をき損するおそれがあるとき。
 - (4) その他管理上支障があるとき。

- 8 前項の規定にもとづき利用の承認の取消し又は停止若しくは条件の変更によって利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

- 9 利用者は、利用が終ったとき、又は7の規定により利用の承認の取消し若しくは利用の停止を受けたときは、ただちに原状に回復して返還しなければならない。

(職員の立ち入り)

10 利用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損害賠償)

11 利用者が、建物および設備を滅失又はき損したときは、市の認定にもとづきその損害を賠償しなければならない。

(諸様式)

12 視聴覚センターに関する諸様式は、館長が別にこれを定める。

付則省略

別表

品 目	数 量	期 間
16ミリ映画フィルム	5本以内	8日以内
ビデオテープ・DVD		
CD・録音テープ		
影絵・LD・パソコンソフト		
16ミリ映写機	1台	
プロジェクター		
ビデオ・DVDデッキ		
スクリーン		
OHP・OHC		
ワイヤレスアンプ		

○図書館法

昭和 25 年 4 月 30 日

法律第 118 号

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法（昭和 24 年法律 207 第号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム of 収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- (2) 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- (3) 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- (4) 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- (5) 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- (6) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- (7) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (8) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- (9) 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第 4 条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

- (1) 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの
- (2) 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

(3) 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

(1) 司書の資格を有する者

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第 6 条 司書及び司書補の講習は、大学が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、15 単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第 7 条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第 7 条の 2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第 7 条の 3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第 7 条の 4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。

(協力の依頼)

第 8 条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第 9 条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を 2 部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第 2 章 公立図書館

(設置)

第 10 条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第 11 条及び第 12 条 削除（昭 60 法 90）

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条 削除 (平20法59)

第19条 削除 (平11法87)

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

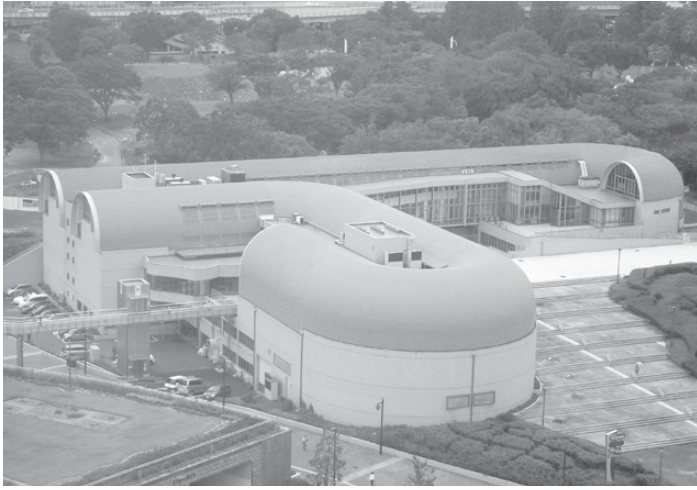
2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除 (平11法87)

第23条 国は、第20条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の1に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- (1) 図書館がこの法律の規定に違反したとき
- (2) 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき
- (3) 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき

(第24条以下省略)



北九州市の図書館

平成29年8月

発行 北九州市立中央図書館

〒803-0813 北九州市小倉北区城内4番1号

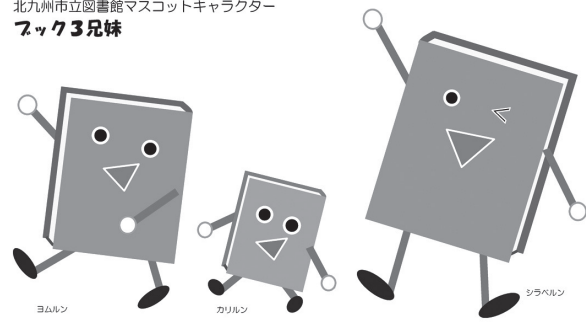
TEL 093-571-1481

FAX 093-571-1484

URL <http://www.toshokan.city.kitakyushu.jp/>

北九州市印刷物登録番号
第1722036A号

北九州市立図書館マスコットキャラクター
ブック3兄妹



ヨムロン

カリロン

シラベルン